

日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺
A-1	特記仕様書 1	—
A-2	特記仕様書 2	—
A-3	特記仕様書 3	—
A-4	特記仕様書 4	—
A-5	特記仕様書 5	—
A-6	工事区分表	—
A-7	案内図・配置図	S=1:5000 S=1:500
A-8	平面図 1	S=1:400
A-9	平面図 2	S=1:400
A-10	平面詳細図 (既存撤去)	S=1:50
A-11	1階展開図 (既存撤去)	S=1:50
A-12	2～4階展開図 (既存撤去)	S=1:50
A-13	断面詳細図 1 (既存撤去)	S=1:30
A-14	断面詳細図 2 (既存撤去)	S=1:30
A-15	平面詳細図 (既存撤去後)	S=1:50
A-16	断面詳細図 1 (既存撤去後)	S=1:30
A-17	断面詳細図 2 (既存撤去後)	S=1:30
A-18	平面詳細図 (改修後)	S=1:50
A-19	1階展開図 (改修後)	S=1:50
A-20	2～4階展開図 (改修後)	S=1:50
A-21	断面詳細図 1 (改修後)	S=1:30
A-22	断面詳細図 2 (改修後)	S=1:30
A-23	天井伏図 (改修後)	S=1:50
A-24	キープラン・建具表 1 (改修後)	S=1:50
A-25	キープラン・建具表 2 (改修後)	S=1:50
A-26	雑詳細図 (改修後)	図 示
A-27	外部仮設計画図 (参考)	図 示

1.1.16 建設副産物の処理

(1)建設副産物は、次のとおり処理する。

ア リサイクル計画書及びリサイクル報告書の作成

(7) 記載内容及び添付書類

受注者は、工事着手に当たってリサイクル計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。

また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書に取りまとめて監督員に報告する。

なお、リサイクル計画書及びリサイクル報告書の記載内容及び添付書類の適用等については、「東京都建設リサイクルガイドライン」(東京都)(島しょにおける工事の場合は「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」(東京都)とする。以下同じ。)によるほか、次表による。「東京都建設リサイクルガイドライン」等については、東京都ホームページで最新版を参照する。

添付書類一覧

Table with 2 columns: リサイクル計画書, リサイクル報告書. Contains detailed list of documents and their formats.

※ 島しょにおける工事の場合は、適用しない (注記) 東京都都市整備局ホームページ参照

書類作成適用工事

Table with 2 columns: 書類名, 適用工事. Lists various documents and the construction scenarios they apply to.

(4) 「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」(コブリス)という。)の活用

○ 本工事は「COBRIS」への登録対象工事であり、受注者は工事の実施に当たっては、システムの活用を図るものとする。

(システムに関する問い合わせ先)

〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル
一般財団法人 日本建設情報総合センター(JACIC)内
建設副産物情報センター TEL 03-3505-0410 FAX 03-3505-0520
HP http://www.recycle.jaic.or.jp
E-mail recycle@jaic.or.jp

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力を行い、データ入力の数度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出して確認を受ける。
また、受注者は、「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」の作成、提出に当たっては、「COBRIS」に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」(以下「OREDAS」(オレダス)という。)に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。

(ウ) 「リサイクル状況記録写真」

受注者は以下により撮影し、リサイクル報告書に含めて監督員に提出する。

① 撮影内容

積込み状況、運搬状況(工事現場出発時)、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況(直接最終処分する場合に限る。)、現場内での分別状況、再生資源の利用状況等を撮影する。

② 撮影方法

運搬状況(工事現場出発時)は、積込み状況、土質、積載物の種類、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。

現場内利用及び工事間利用状況は、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。

再資源化施設の状況及び最終処分状況(直接最終処分する場合に限る。)は、施設名称看板等を入れて撮影する。

イ マニフェスト等による報告

(7) マニフェストの提示

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を利用し、適正な運搬及び処理を行う。マニフェストのうち、受注者(排出事業者)が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者(受注者)がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示する。

(イ) 集計書の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ウ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)については、「リサイクル伝票」(写しでも可)を監督員に提示する。

(イ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写しでも可)を監督員に提示する。

ウ 建設副産物の取扱い

(7) 建設発生土の取扱い

本工により発生した建設発生土は、「東京都建設リサイクルガイドライン」(東京都)に基づき掘削量の削減、現場内での再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。

なお、搬出する場合は、下記の場所へ搬出し、土砂伝票(土砂搬入管理券等、発生側の運搬証明)、土砂搬入確認書(受入側の受入証明)の写し及び等、発生側の運搬証明)、土砂搬入確認書(受入側の受入証明)の写し及び集計表を監督員に提出しなければならない。

※ 受注者は、建設発生土の積込み、搬出及び運搬に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないようにしなければならない。

※ 受注者は、建設発生土の積込み及び搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、それを工事記録写真帳に入れて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

① 現場内利用(工事現場外一時仮置き)

・ ストックヤード(区・市 地先)へ搬出し、一時仮置きをする。

② 工事間利用

・ 次の工事現場へ搬出する。
なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。

(区・市 地先)

③ 指定処分(A)

・ 東京都建設発生土再利用センター(東京都江東区青海二丁目地先)へ搬出する。
・ 青梅建設発生土再利用事業所(東京都青梅市駒木二丁目地先)へ搬出する。
・ 株式会社建設資源広域利用センター(以下「UCR」という。)の次の場所へ搬出する。

(区・市 地先)

・ 東京港埠頭株式会社の中防内側受入基地(東京都江東区青海二丁目地先:中央防波堤内側埋立地)へ搬出する。

④ 指定処分(B)

・ 運搬距離(想定) kmの土質改良プラントへ搬出する。
・ 運搬距離(想定) kmの民間受入地へ搬出する。搬出に当たっては、埋立行為等に関する法令や都県・市町村が制定している土砂の埋立等に関する条例に基づき、必要となる許可について調査し、適法であることを確認する。

なお、本工事は、区・市 町にある受入施設を想定している。

⑤ 指定処分

・

(4) 建設廃棄物の取扱い

a 発生量の抑制

本工により発生した建設廃棄物は、「東京都建設リサイクルガイドライン」(東京都)等に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。

b 再資源化施設

本工において建設廃棄物を搬出する場合は、再資源化施設に搬出し、資源リサイクルの促進に努める。搬出先は、受注者がCOBRIS等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。

搬出に先立って、搬出先、再資源化の方法等をリサイクル計画として取りまとめ、施工計画書に含めて提出し、監督員の承諾を受ける。

本工事は、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

○ コンクリート塊

(住所)搬出距離/搬出量/搬出条件等)

住所 東京都八王子市下柚木十四号1903-1
搬出距離 約 8 km 搬出量 約 m³ 搬出条件:

・ アスファルト塊

住所 搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件: 丁目 番号

・ 建設泥土

住所 搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件: 丁目 番号

・ 建設発生土

住所 搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件: 丁目 番号

・ 建設混合廃棄物

住所 搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件: 丁目 番号

(9) せっこうボードの取扱い

a 石綿含有せっこうボードの取扱いは、次による。

・ 「石綿処理に係る工事仕様書」による。

b せっこうボードの撤去に際しては、せっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。

(イ) PCB含有シーリング材の取扱い

PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。

・

(2) 再生材の活用

ア 建設発生土の再利用

埋戻し土及び盛土については、次による。

○ 現場で発生した建設発生土を使用する。

・ 次のストックヤードから、ストック土(普通土)を搬入する。

ストックヤード(区・市 地先)

・ 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。

なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。

建設工事

(区・市 地先)

・ 東京都建設発生土再利用センターからストック土(普通土)を搬入する。

・ 東京都建設発生土再利用センターから改良土を搬入する。

・ 青梅建設発生土再利用事業所からストック土(普通土)を搬入する。

・ 青梅建設発生土再利用事業所から改良土を搬入する。

・ コンクリート塊を原料とした再生砂(RC-10等)を使用する。

なお、六価クロムについて、平成3年8月23日付環境庁告示第46号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行う。

・ 次の場所から、土を搬入する。

イ 建設廃棄物の現場内再利用

現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。

・ コンクリート塊については、粒の大きさをmm以下に砕いて埋戻し、路盤材料、に再利用する。

・ 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破砕する等加工し、チップ舗装・堆肥・木杭・に再利用する。

・ 発生するについては、に再利用する。

なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。

ウ 建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)及び「建設リサイクル法書類作成等の手引き(公共工事)」(東京都)によるものとする。「建設リサイクル法書類作成等の手引き(公共工事)」については、東京都都市整備局ホームページを参照する。http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/

1.1.17 過積載の防止

本工における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」(東京都財務局)によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kentikuhozen/index.html

Table with 5 columns: 工事名, 図番, 図名, 縮尺. Contains project details for Nishiyama Elementary School toilet renovation.

第4章 地業工事

■ 第6節 砂利、砂、割り石、捨コンクリート地業等

4.6.2 材料

- (1) 砂利地業に使用する砂利は、次による。
○ 再生クラッシュラン(RC-40) ・切込砂利 ・切込砕石
(3) 目つぶし砂利は、次による。
○ 再生クラッシュラン(RC-40) ・切込砂利 ・切込砕石

第5章 鉄筋工事

■ 第2節 材料

5.2.1 鉄筋

鉄筋の種類は、次による。

Table with 2 columns: 種類の記号, 呼び径(mm). Rows include SD295A and D10, D13, D16.

■ 第3節 加工及び組立て

5.3.4 継手及び定着

- (1) 鉄筋の継手は、次による。
○ 重ね継手(D29未満の鉄筋の場合)
D10~D16

第6章 コンクリート工事

■ 第2節 コンクリートの種類及び品質

6.2.1 コンクリートの種類

- (1) コンクリートの使用骨材による種類は、次による。
○ 普通コンクリート
・ 軽量コンクリート
(2) コンクリートの類別は、次による。
○ I類

6.2.2 コンクリートの強度

普通コンクリートの設計基準強度(Fc)は、次による。

Table with 3 columns: 設計基準強度(Fc), スランプ(cm), 適用範囲. Row includes 21 N/mm², 18, スラブ、土間.

第9章 防水工事

■ 第7節 シーリング

9.7.2 材料

- (2) シーリング材の種類及び使用箇所は、次による。

Table with 2 columns: シーリング材の種類, 使用箇所. Rows include SR-1, MS-2, 手洗い流し、ライニング天板、タイル、汚垂石.

第12章 木工事

■ 第2節 材料

12.2.1 木材

(1) 一般事項

「1.4.1 環境への配慮」により製材等(製材、集成材、合板、単板積層材又は直交集成板)、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板又は木質系セメント板)を指定された場合は、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」(島しょにおける工事の場合は、「東京都島しょ地域における環境物品等調達方針(公共工事)」)の「製材等」及び「再生木質ボード」による。
また、ホルムアルデヒドの放散量については、「1.4.1 環境への配慮(2)イ」による。
木材の種別は、次による

Table with 3 columns: 種別, 使用箇所. Rows include 下地材, 造作材, and their respective applications.

- (ウ) 造作材の種別は、次による。

ウ 杉、ひのきの無垢(むく)材を使用する場合、東京の木多摩産材認証協議会が認証した東京の木多摩産材を使用することとし、その適用は、次による。

なお、多摩産材の製品や調達などに関して、平成26年6月に設置された情報窓口は、次による。
「多摩産材情報センター」
〒198-0036 東京都青梅市河辺町六丁目4番1号 東京都青梅合同庁舎1階
電話 0428-20-1181 FAX 0428-25-0028
URL http://www.tamamori.jp/tamasanzai-info/

エ 樹種

樹種等は、次による。

Table with 3 columns: 樹種, 使用箇所, 備考. Row includes スギ, 一方枠・三方枠・他, 多摩産材CL塗装仕上げ.

12.2.3 床張り用合板等

- (1) 普通合板は、次による。また、ホルムアルデヒドの放散量については、「1.4.1 環境への配慮(2)イ」による。

Table with 6 columns: 厚さ, 表板の樹種名, 接着材の程度, 板面の品質, 防虫処理, 適用. Row includes 5.5~12, 広葉樹・針葉樹, ○1類・2類, 2等以上 C-D以上, ・行う ○行わない.

12.2.4 接合具等

- (3) 接着剤

塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。
また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

第15章 左官工事

■ 第3節 床コンクリート直均(なら)し仕上げ

15.3.1 適用範囲

床コンクリート直均(なら)し仕上げとする箇所は、次による。

- 図示による

■ 第5節 仕上塗材仕上げ

15.5.2 材料

- (1) 仕上塗材

ウ 仕上塗材の種類、呼び名、仕上げの形状等は、次による。

Table with 3 columns: 種類, 呼び名, 仕上げの形状等. Includes details for 複層仕上塗材 and 複層塗材E.

※外壁塗装(補修部分)は、上塗材(ウレタン)のみとする

第16章 建具工事

■ 第8節 建具用金物

16.8.4 鍵

- (1) マスターキーの作製は、次による。
・ 製作する。 ○ 製作しない。

第18章 塗装工事

■ 第1節 一般事項

- (5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のものを用いるほか、図面(仕上げ表等)による。

また、「1.4.1 環境への配慮」による低VOC塗料は、次による。
ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下(鉄部用は5%以下)の水性塗料であること。
イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。
塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

■ 第2節 素地ごしらえ

- (1) 木部の素地ごしらえの種類等は、次による。

Table with 2 columns: 種別, 施工部位及び塗料の種類. Row includes B種, 三方枠、窓枠、木枠、見切り.

■ 第5節 クリヤラッカー塗り(CL)

クリアラッカー塗りの種別等は、次による。

Table with 2 columns: 種別, 使用箇所. Row includes B種, 三方枠、窓枠、木枠.

■ 第8節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)

合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

Table with 2 columns: 種別, 使用箇所. Row includes B種, 廊下壁面.

第19章 内装工事

■ 第1節 一般事項

19.1.2 基本品質

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

■ 第2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

19.2.2 材料

- (1) ビニル床シートの種類、色柄、厚さ等は、次による。

Table with 4 columns: 種類の記号, 色柄, 厚さ(mm), 使用箇所. Row includes 〇超防汚複層ビニル床シート UV樹脂コーティング, 現場指示, 2.0, トイレ及び前室床(①棟、プール付棟).

- (4) ビニル幅木の厚さ、高さ等は、次による。
○ 厚さ2.0mm、高さ100mm、床シート巻上げ

■ 第7節 せつこうボード、その他ボード及び合板張り

19.7.2 材料

- (1) せつこうボード、その他のボード類の種類、厚さ等は、次による。

Table with 4 columns: 種類, 規格、区分等, 厚さ(mm), 使用箇所. Rows include 〇せつこうボード製品, 〇けい酸カルシウム板製品, 〇合板.

※ 設備器具が取り付け箇所は下地補強板を設置の事。

19.7.3 工法

- (1) 下地は、次による。
○ 軽量鉄骨下地
(5) ボード類、合板等の張付け
ウ 合板類の張付けの種類は、次による。
○ A種(ボード)
(7) せつこうボードの目地工法の種類は、次による。
○ 継目処理工法(グラスファイバテープによる工法)

第20章 ユニット及びその他の工事

■ 第1節 一般事項

20.1.2 基本品質

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

20.2.5 トイレブース

(2) 材料

ア パネル表面材は、次による。

- 高圧メラミン樹脂化粧板(パーティクルボード裏打)

ウ 脚部の形状は、次による。

- SUS巾木

20.2.8 表示

- (3) 室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等は、次による。

- 図示による。

20.2.10 コーナービード

- (1) コーナービードの材種は、次による。

- アルミ
天井点検口：次による。
○ アルミ製、目地タイプ

第26章 内装改修工事

■ 第2節 既存床の撤去及び下地調整

26.2.2 工法

- (3) 改修後の床の清掃範囲は、次による。
・ 図面による。
○ 改修範囲、廊下取合部、解体粉じん影響教室

■ 第6節 軽量鉄骨天井下地

26.6.2 材料(14.4.2 材料)

- (2) 野縁等の種類は、次による。

- 19形

26.6.3 形式及び寸法(14.4.3 形式及び寸法)

- (1) 屋外の野縁受け、吊(つ)りボルト及びインサートの間隔は、次による。

- 間隔は、900 mm程度とし、周辺部は端から 150 mm以内とする。

Table with columns: 工事名, 図番, 図名, 縮尺. Includes project details for Nishiyama City Elementary School Toilet Renovation.

26.6.4 工法 (14.4.4 工法)

- (1) ア 既存の埋込みインサートの使用は、次による。
イ (イ) あと施工アンカーの引抜き試験は、次による。
① 使用する。 ① 行う。
・ 使用しない。 ・ 行わない。
(3) 野縁受けに野縁をクリップを用いて留めつける場合は、クリップのつめの向きを交互にして留め付ける。
なお、クリップの野縁受けへの留め付けについては、つめが溝側に位置するものは野縁受の溝内に確実に折り曲げる。
(4) それぞれの材料の緊結の工法は、次による。
① 標準施工要領書通りとする。

■ 第7節 軽量鉄骨壁下地

26.7.3 形式及び寸法 (14.5.3 形式及び寸法)

- (1) スタッド、ランナーの種類等は、次による。

種類	スタッドの高さによる区分	備考
○ 50形	高さ2.7m以下	ライニング@300、一部壁ふかし
○ 65形	高さ4.0m以下	@450

第27章 塗装改修工事

■ 第1節 一般事項

- (5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のを原則とするほか、図面（仕上げ表等）による。
また、「1.4.1環境への配慮」による低VOC塗料は、次による。
ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下（鉄部用は5%以下）の水性塗料であること。
イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。
塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分にを行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

■ 第2節 下地調整

27.2.1 一般事項

既存塗膜の除去範囲は、次による。

- ① 塗膜の劣化部分

27.2.2 木部の下地調整

木部の下地調整の種類等は、次による。

種別	施工部位及び塗料の種類
○ RB種	巾木（廊下）

27.2.5 鉄鋼面の下地調整

鉄鋼面の素地ごしらえの種類等は、次による。

種別	施工部位及び塗料の種類
○ RB種	図面表記のSOP塗

27.2.5 モルタル面及びプラスター面の下地調整

モルタル面及びプラスター面の素地ごしらえの種類等は、次による。

種別	施工部位及び塗料の種類
○ RB種	図面表記のEP-G塗

■ 第3節 さび止め塗料塗り

27.3.3 さび止め塗料塗り

(1)鉄鋼面さび止め塗料塗りの種類等は、次による。

種別	施工部位及び塗料の種類
○ C種	図面表記のSOP塗

■ 第4節 合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）

27.4.2 塗料の種類

塗料の種類は、次による。

- ① 1種

27.4.3 木部合成樹脂調合ペイント塗り

つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種類等は、次による。

種別	使用箇所
○ B種	巾木（廊下）

27.4.3 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り

つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種類等は、次による。

種別	使用箇所
○ B種	鉄鋼面（廊下）

■ 第8節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）

つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種類等は、次による。

種別	使用箇所
○ B種	図面表記のEP-G塗

第29章 石綿除去工事

■ 第1節 一般事項

29.1.1 適用範囲

石綿含有建材はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の0.1%を超えて含有する物をいう。
石綿含有建材の種類は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材で「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（環境局）による。当該マニュアルは東京都環境局のホームページに掲載されている最新版を参照すること。

29.1.3 施工一般

- (1) 受注者は、作業の届出に必要な書類等の関係官庁への提出について遅滞なく行う。
(2) 受注者は、「大気汚染防止法」に基づく届出（特定粉じん排出等作業実施届書）又は「東京都環境確保条例」に基づく届出（石綿飛散防止方法等計画届出書）に必要な資料を作成し、監督員に届出の記載内容の説明を行うとともに、提出に協力する。
(3) 受注者は、事前に「石綿障害予防規則」第4条に定められた事項を盛り込んだ施工計画書を作成、監督員に提出し、承諾を得た後に施工する。また、資格証明書及び工事経歴書の写しを施工計画書に添付する。その実施内容を監督員に報告する。

- (4) 石綿処理に関する調査、作業等については、諸法令等の遵守に加え、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（東京都環境局）の最新版に準拠する。
(5) 関係法令、特記仕様書等で資格等を必要とされている作業関係者、確認等については、監督員がその資格証等の提示を求めたときは、速やかに応じる。

29.1.5 石綿粉じん濃度測定

- (1) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去工事を施工する場合は次による。
ア 受注者は、工事の場所の敷地の境界線のうちで、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺4方向の図示による場所について、作業前、作業中、作業後の浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。
測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省）の最新版による。
※ 作業前の測定は、現場周辺のバックグラウンド濃度を把握するため実施する。
※ 作業中の測定は、除去工事の作業期間が6日を超える場合、6日ごとに1回以上行う。また、二区画以上の施工区画にわたって行われる場合、施工区画ごとに行う。
イ 施工区画の隔離状況等を把握するため、図示による次の地点において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。
○ 施工区画内
○ 施工区画直近の外周（除去作業中の前室の入口、集じん・排気装置の排気口）
測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省）の最新版による。
石綿含有成形板等の除去工事を施工する場合は、次による。
○ 目視による監視を実施する。
・ (1)アによる浮遊石綿濃度測定を実施し、報告書を提出する。
・ 作業環境周辺の状況を把握するため、施工箇所において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。
(3) (1)又は(2)の浮遊石綿濃度を測定する場合の、測定時期、測定場所及び測定箇所数は次による。
・ 図面による。
・ 次の表による。

測定場所	測定時期（回）			測定箇所数（地点）	備考
	作業前	除去作業中	作業後		
敷地境界					
施工区画内		※1	※2		※1 特に石綿濃度が高くなる恐れがある場合。 ※2 作業後の測定は隔離シート撤去前に行う。
施工区画直近の外周					

なお、測定機関は、「作業環境測定法」（昭和50年法律第28号）に基づき都道府県労働局に登録されている第三者の作業環境測定機関が行うものとし、施工計画書に記載する。
(4) その他、石綿粉じん濃度測定において、設定する条件は次による。
・

■ 第2節 共通事項

29.2.1 専門工事業者

「工事に相応した技術を有することを証明する資料」については、次の要件を全て満たすことができる技術を証明する資料をいう。

- ① 除去工事に際し、作業場に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿を含む）をおよそ10本以下とすることにより、汚染を制御する技術を持っている。
② 除去処理工事終了後に、作業場における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保できる技術を持っている。
③ 除去工事中的作業者は関連法令等に則り作業を行う等のほか、施工中に発生する恐れがある事故を想定して、その対策を講じることにより、安全を確保する技術を持っている。

また、施工実績等も含める。
なお、「吹付け石綿粉塵飛散防止処理技術」については、「建設技術審査証明事業」の取得に際して使用した資料も含める。

29.2.6 表示および掲示

事前調査等、法令に基づき実施する掲示については、法令等に定められた大きさとする。その他の表示や掲示については、視認しやすい大きさとする。

29.2.8 保護具等

石綿処理に関わる監督員の保護具を処分する場合は、関係法令に従い適切に行う。

■ 第3節 石綿含有吹付け材の除去

29.3.1 作業場の隔離等

負任隔離養生の方法等は次による。
・

イ 隔離シートの設置に当たっては、次による。

- ・ 隔離シートの一部にクリアパネルを用いるなど、施工区画外から作業場内の状況を即時に確認できる構造とする。
オ 石綿の飛散を防ぐことのできるフィルタは、JIS Z 8122に規定する超高性能微粒子フィルターによる。(HEPAフィルター (High Efficiency Particulate Air Filter) 及びこれに準じたものをいう。)
コ 隔離状況及び集じん・排気装置の稼働状況の確認は、次による。
・ 気密性確認用のスモークマシンで発生させた疑似煙を作業場内に充填させ、隔離外部より漏洩等の異常がないことを目視で確認する。その後、集じん・排気装置を稼働させ、疑似煙が適切に排気されることを確認する。

29.3.2 工法

- (1) 石綿含有吹付け材の除去工法は次による。
・

- (2) 除去された石綿含有吹付け材の飛散防止措置は次による。

- 固形化する。
なお、固形化の方法等については、次の方法による。
「飛散性アスベスト廃棄物に関する収集・運搬の手引き～都の埋立処分場への搬入にあたって～」
(平成18年1月 東京都環境局)
「飛散性アスベスト廃棄物の処理の手引き－飛散性アスベスト廃棄物のセメント固化の方法－」
(平成17年12月 東京都環境局)
・ 湿潤化し、十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する。
(プラスチック製の袋を使用する場合、厚0.15mm以上)

■ 第5節 石綿含有成形板等の除去

29.5.1 石綿含有成形板等の除去

- 作業場の周辺部の養生は次による。
・ 隔離養生（負任不要）に用いる養生シート等は、耐久性及び耐水性を有し、石綿の繊維が通過できない物とし、隙間等ができないように設置する。
29.5.2 工法
○ 粉じん飛散抑制剤等の散布
・ 水噴霧による湿潤化
・ 散水による湿潤化
※ 湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過その他の適切な処理を行う。
※ 「手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破砕して現位置より除去することをいう。一般的には破壊しなければ飛散はないが、やむを得ず破壊しなければならぬ場合には、十分に湿潤化した状態で作業する。

29.5.3 除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分

- ウ(7) 石綿含有せっこうボードの処分は「1.1.16(2)キ」により、次の場所への搬出を想定している。
・ 石綿含有せっこうボード（管理型最終処分場）
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
(4) 石綿含有石こうボードを除く石綿含有成形板等の処分は「1.1.16(2) オ」による。

29.5.4 確認及び後片付け

ア 除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。

■ 第6節 石綿含有仕上塗材の除去

29.6.1 石綿含有仕上塗材の除去

- (1) 除去方法等は次による。
・
(2) 隔離養生（負任不要）に用いる養生シート等は、耐久性及び耐水性を有し、石綿の繊維が通過できない物とし、隙間等ができないように設置する。
29.6.4 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分
汚泥として処理が必要な場合の対応は、次による。
・

■ 第7節 封じ込め、囲い込み

29.7.1 封じ込め、囲い込みの作業

- 石綿含有建材の封じ込め又は囲い込み作業を行う場合は、次の方法により行う。
(1) 封じ込め又は囲い込み作業に当たっては、「建築基準法」告示で定める「封じ込め及び囲い込みの措置の基準」（平成18年9月29日 国土交通省告示第1173号）を遵守する。
(2) 封じ込めに用いる石綿飛散防止剤は、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」（平成12年5月31日 建設省告示第1446号）第1第20号石綿飛散防止剤を満了した認定品を使用する。
(3) 封じ込め及び囲い込み作業に当たっては、作業実施前に既存の石綿含有建材の劣化損傷、建材下地との接着の状況等を確認し、必要に応じて石綿が飛散しないよう補修する。
(4) 封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿飛散防止剤の接着性、浸透性等の性能を確認し、適切なものを使用する。囲い込み作業において石綿の飛散を防ぐために石綿飛散防止剤を使用する時も同様とする。
(5) 作業に際しては、作業場所の隔離、石綿飛散防止フィルタの付いた集じん・排気装置による排気等、石綿含有建材の除去作業に準じた作業を行う。フィルタの種類は、「29.3.1 作業場の隔離等 オ」による。

工 事 名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事				
図 番	A-05	図 名	特記仕様書5	縮 尺	-
作成 年 月 日	監理		日野市総務部建築営繕課		
訂正 年 月 日	設計		日野市総務部建築営繕課		

施工区分

別途関連工事との施工区分については、原則として次表による。

建築・電気設備・機械設備工事標準施工区分表

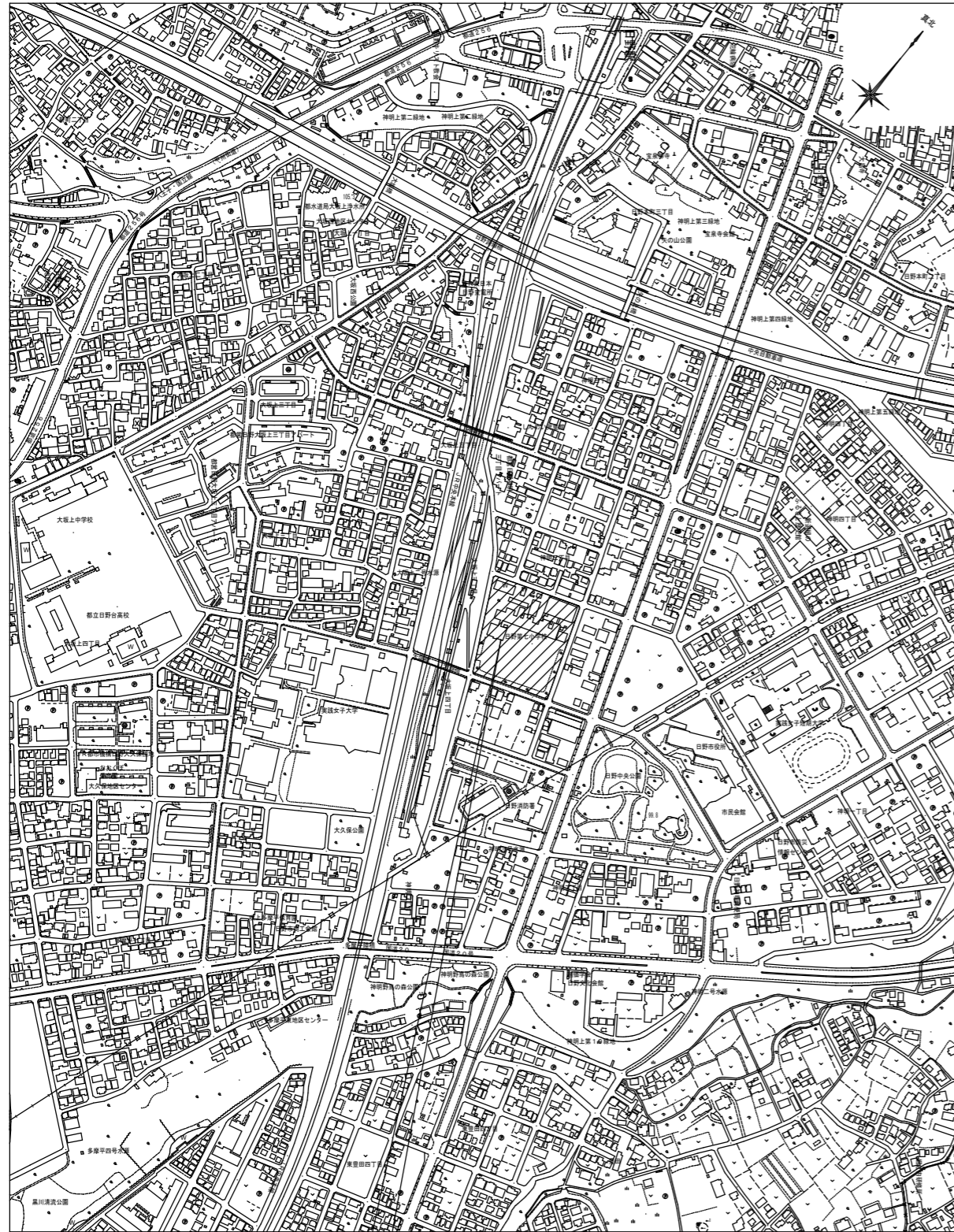
項目	内容	建築	電気	機械	備考
1 各種水槽・ピット(建物と一体構造のもの)	1 受水槽・排水槽・汚水槽等でコンクリート造のもの	○			
	2 コンクリート造の各種水槽釜場	○			
	3 コンクリート造の受水槽の入孔蓋(防水型)及びタラップ、排水槽・汚水槽等の入孔蓋(防臭型)及びタラップ	○			
	4 最下階便所のピット、入孔蓋(防臭型)及びタラップ	○			
	5 二重床改め口	○			
	6 二重床室内通気管・通水管	○			
	7 二重床内の水抜管	○			
2 トイレ・排水溝	1 各種トレンチ蓋及び入孔蓋	○			
	2 屋内排水溝及び入孔蓋	○			
3 機器等の基礎(建物と一体構造のもの)	1 機器用基礎(コンクリート打ち)	○			
	2 屋上水槽の基礎(コンクリート打ち)	○			
	3 二重床下部分の機器用基礎(コンクリート打ち)	○			
	4 機器、水槽等の7か及び基礎仕上げ		○	○	
4 スリーブ	1 各種配管用スリーブ		○	○	
	2 ダクト、ガラリ用スリーブ	○*		○	*建築が取付るがりの場合
	3 衛生器具(大便器)取付け用箱入れ			○	
	4 押込型屋内消火栓取付け穴等の箱入れ			○	
	5 分電盤取付け穴等の箱入れ		○		
	6 各種スリーブの補強	○			
	7 避雷針取付け部	○			防水を考慮した基礎仕上げ
	8 外壁貫通スリーブまわりの防水	○			
	9 床貫通スリーブまわりの防水	○			防水層を貫通する場合
	10 貫通穴及びダクト空隙充填		○	○	
5 天井切込及び換気扇取付け枠	1 埋込照明器具、スピーカー、空調換気用吹出口等埋込器具取付けのための天井切込み及び下地補強	○			墨出しは電気、機械
	2 換気扇取付け用枠及び穴あけ	○			墨出しは電気、機械
6 改め口、点検扉	1 天井改め口	○			
	2 各種シャフト点検口	○			
7 はつり及び補修	1 配管のための貫通及び埋込み箇所のはつり又は補修		○	○	
8 排水	1 各種床排水金具	○		○	
	2 流し(人造石研出し)の排水金具			○	
	3 流しの排水金具	○*		○	*建築が取付る流しの場合
	4 外構工事におけるり字溝及びこれに接続する溜槽	○		○	
9 雨水排水	1 ルーフドレイン	○			
	2 地盤面までの屋内壁樋・排水管	○		○	
	3 建物外部までの屋内部分排水管	○		○	
	4 屋内部分排水管のうちパイプシャフト内配管の壁樋			○	
10 ガラリ	1 外壁、サッシに取り付けるガラリ(ただし、空調・排気用ダクトその他に取合いあるものを除く。)	○			
	2 ドアガラリ	○			
	3 暗室等の透光ガラリ	○			
11 動力	1 一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管・配線		○		
	2 ボイラー操作盤及び二次側配管・配線			○	
	3 冷凍機用動力操作盤及び二次側配管・配線			○	
	4 パッケージ型空調器用電源で手元閉器以降の配管・配線		○		
	5 電動機シャッター・自動ドアとその電源の二次側配管・配線及び操作盤・押ボタン取付け	○			
12 制御	1 空調用制御機器及び操作用機器取付けとその配管・配線			○	
	2 衛生用液面制御機器取付けとその配管・配線			○	
	3 総合監視盤(衛生・空調)			○	
13 防災	1 煙感知器連動の防火戸・防火シャッターその他の防災設備の電源・二次側配管・配線及び検出器・制御盤		○		
	2 排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線及び検出器・制御盤			○	
14 コンタクト・接続穴あけ	1 フリーアクセスの穴あけ	○			墨出しは電気
	2 実験台・演台(備品)等の穴あけ	○			墨出しは電気、機械
15 各種シャフト	各種シャフトのうちコンクリート造のもの及びこれに必要なコンクリート床	○			
16 その他	解体又は改修する建物等の機器のうち再使用するもの取外し	○	○	○	

本表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取合い部分についてその施工区分を示すものである。

追記

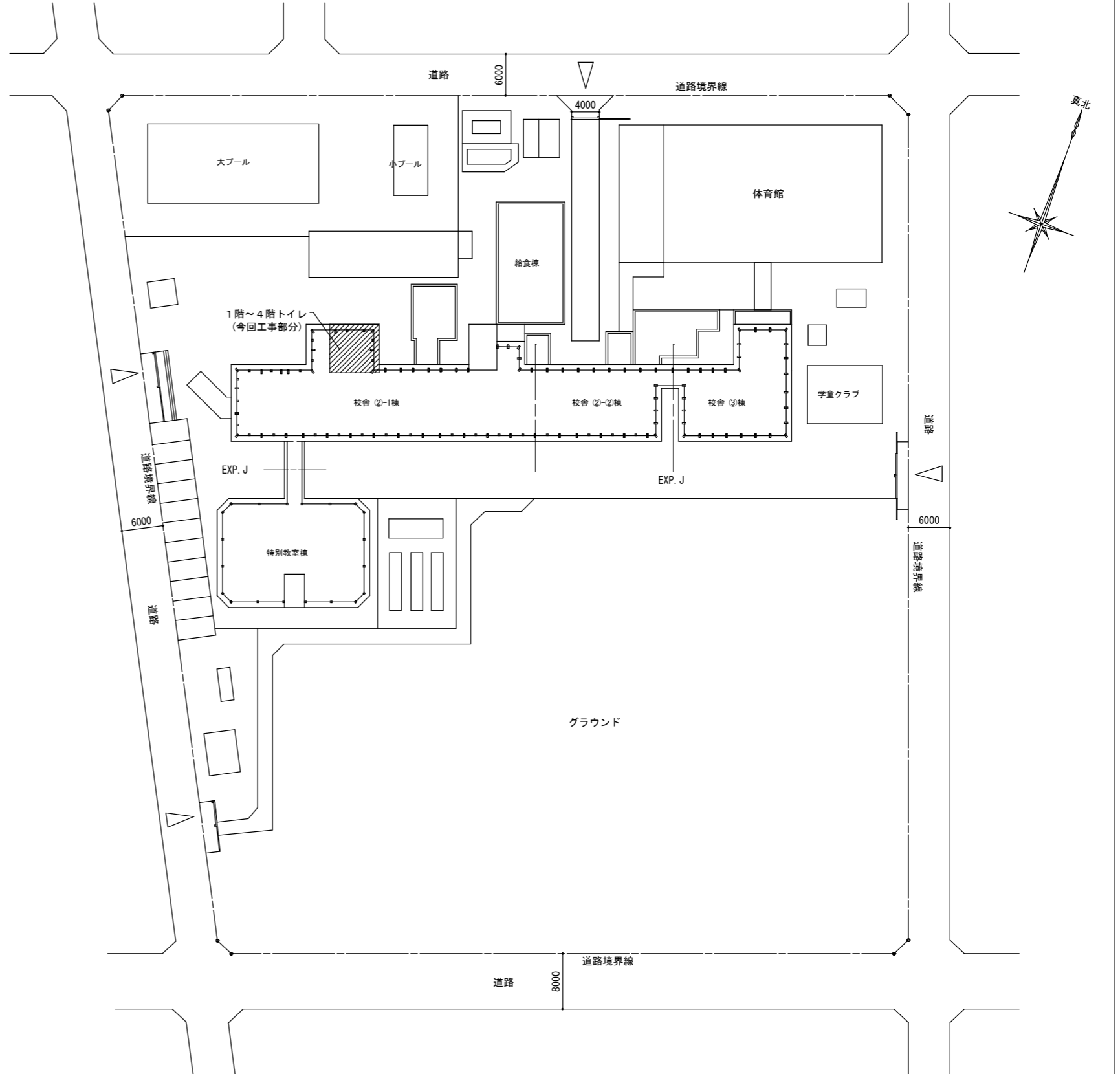
- 本工事は、建築工事のほか上記に示すとおり分発注工事の為、工事にあたっては、他工事との連絡、打合せを充分に行い、各受注者との協議のもとに工事を進めること。工事区分等に不明確な問題が生じた場合は監督員と協議調整を行い、円滑に工事を進めること。
- 全体工程管理については、建築工事受注者が他工事受注者との調整を行い、その責任を負うものとする。特に本工事は、分発注工事であり、建築工事受注者の工程管理が他受注者の工程に多大な影響を与えるものとなりやすい為、各工事受注者間の打合せを充分に行い、工程管理するものとする。
- 近隣の既存施設に対し、工事に伴い汚損、破損等を与えた場合は、速やかに監督員と協議し、その指示に従って原型に復旧すること。なお、これらに要する費用は受注者負担とする。
- 工事に伴う官庁等への書類その他関連書類の作成にあたっては、受注者が責任をもって作成し、承諾等を得ること。なお、これらに要する費用は受注者負担とする。
- 本工事に要する電気及び上下水道は、工事前仮設にて対応すること。なお使用量金の負担について、各受注者間で事前に協議し、問題の生じることのないようにすること。
- 本工事の施工期間中、受注者又は現場代理人は、現場に常駐し施工管理の任にあたること。

工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事			
図番	A-06	図名	工事区分表	縮尺 A1:- A3:-
作成年月日		監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正年月日		設計	日野市総務部建築営繕課	



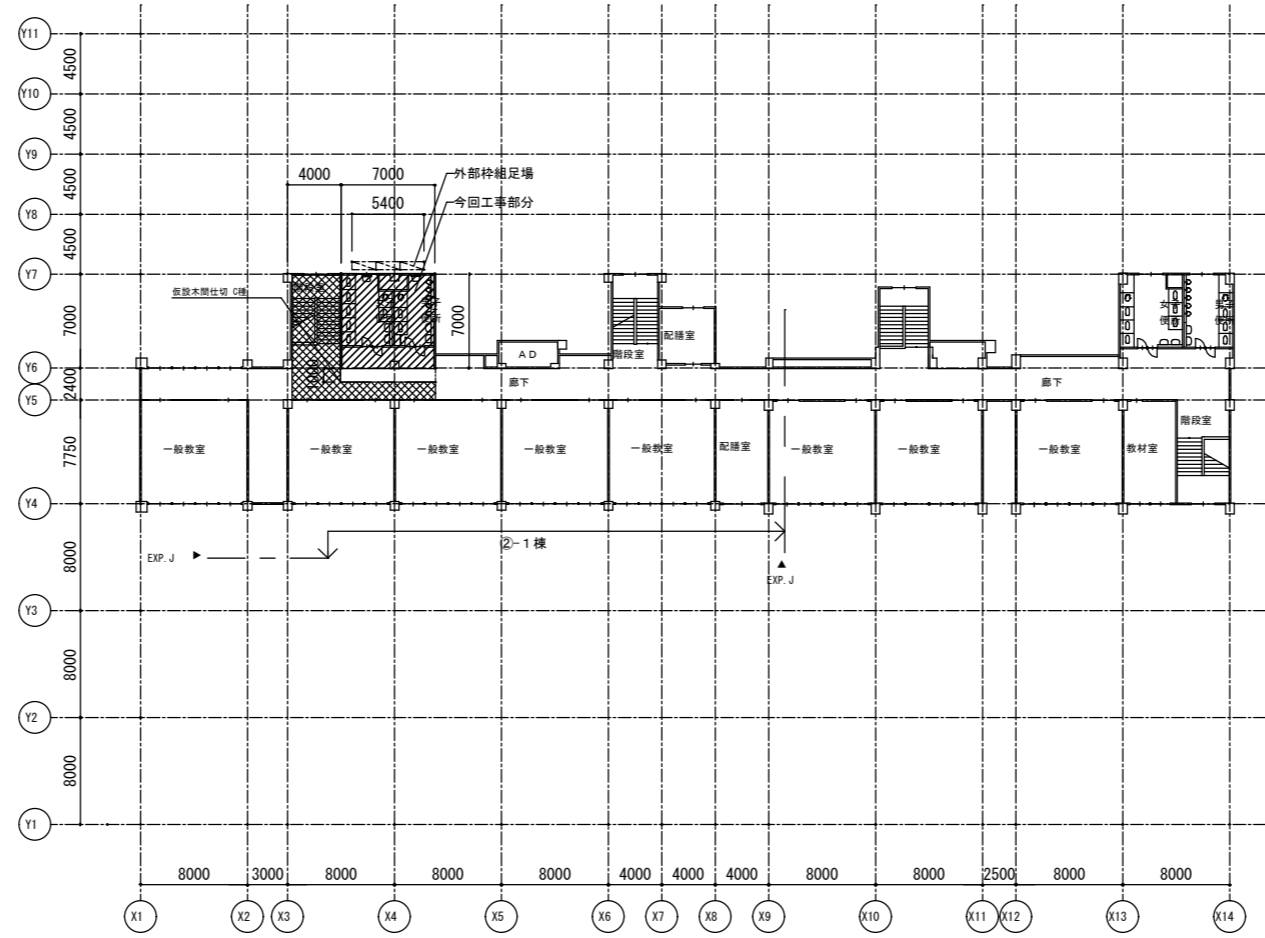
工事場所：日野市神明三丁目2番地

案内図 S=1:5000

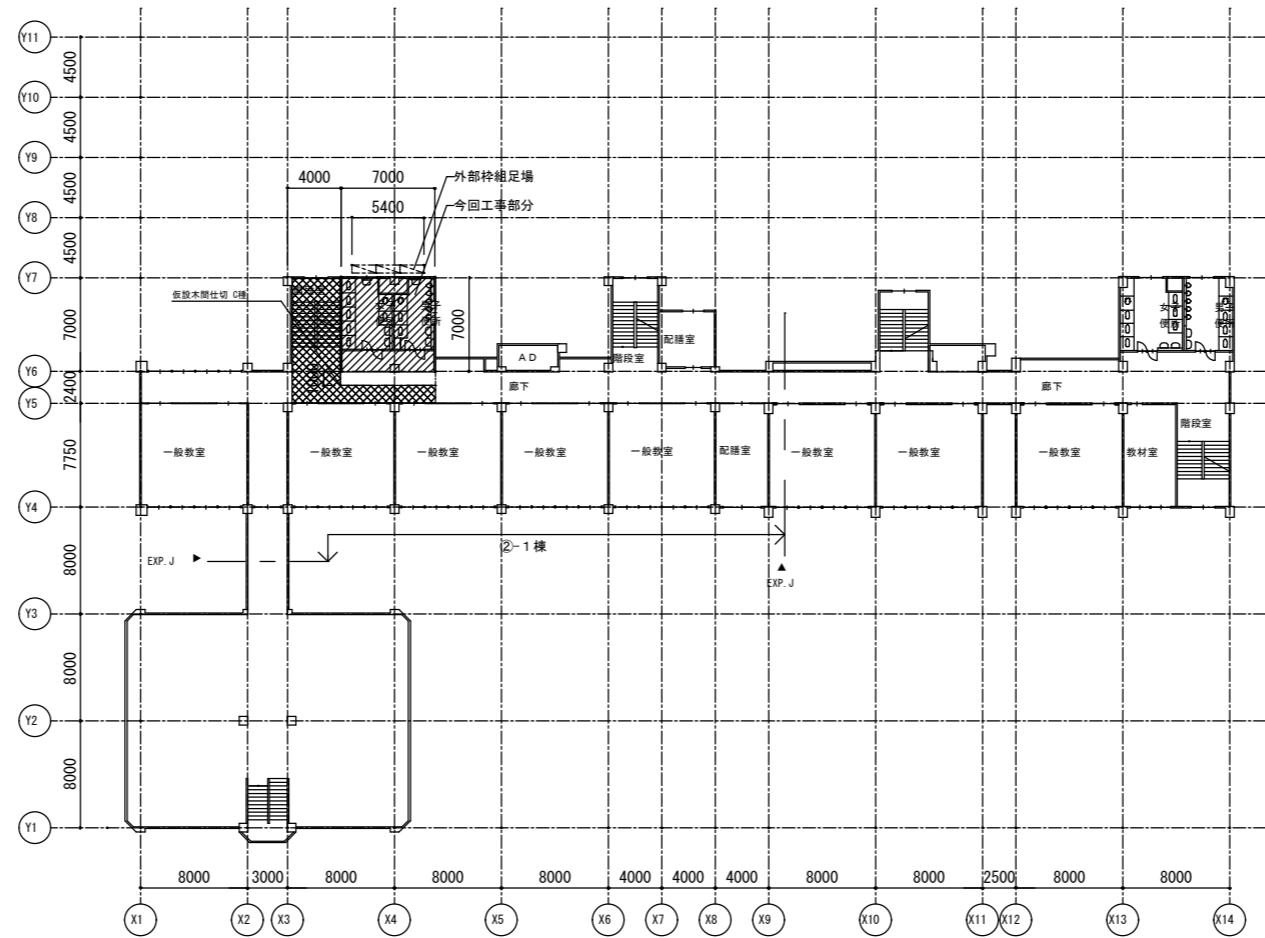


配置図 S=1:500

工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-7号	図名	案内図・配置図
作成 平成28年10月 日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 平成 年 月 日	設計 株式会社 スタッド		一般建築士第261204号 塚井 一 郎



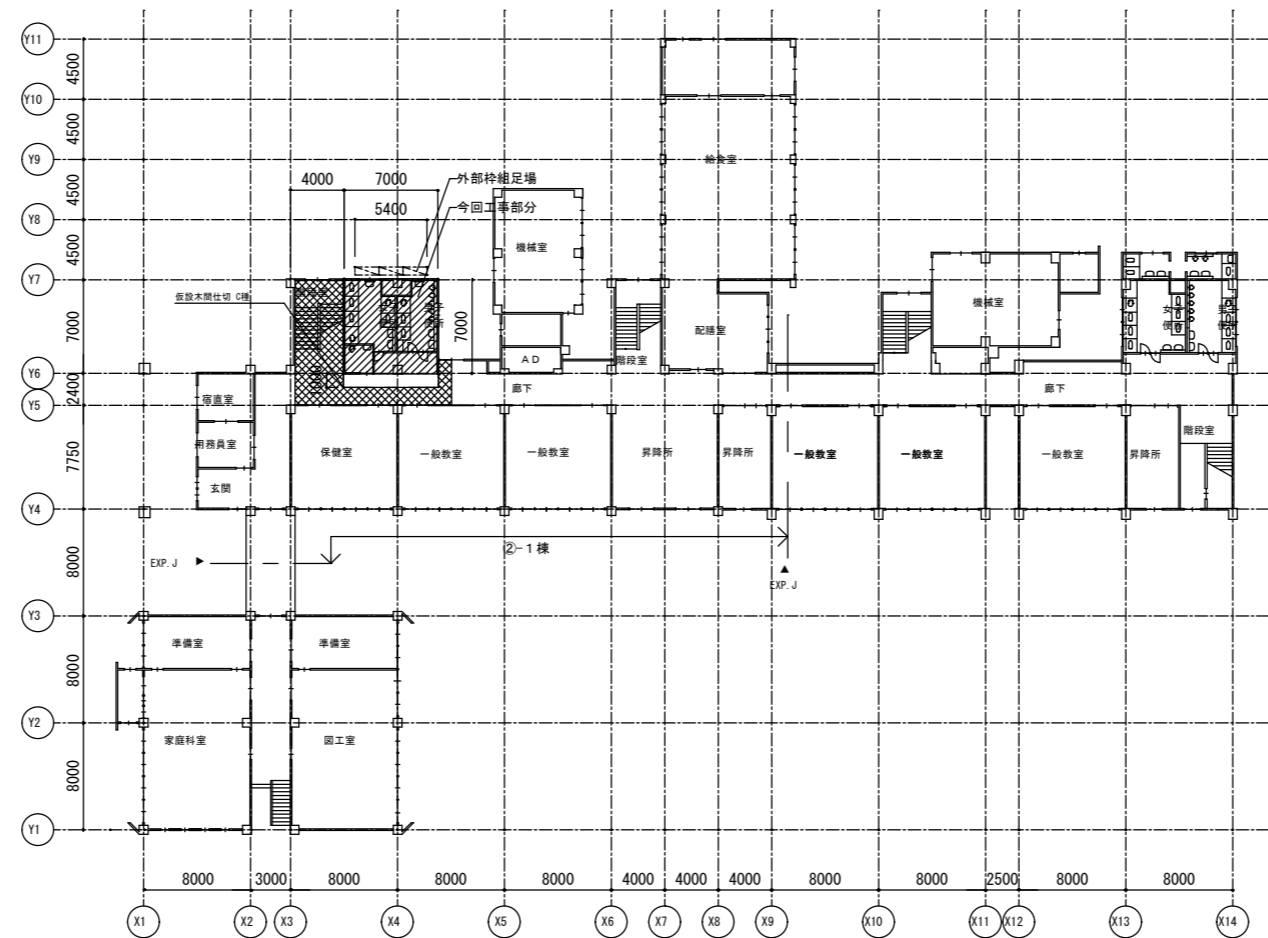
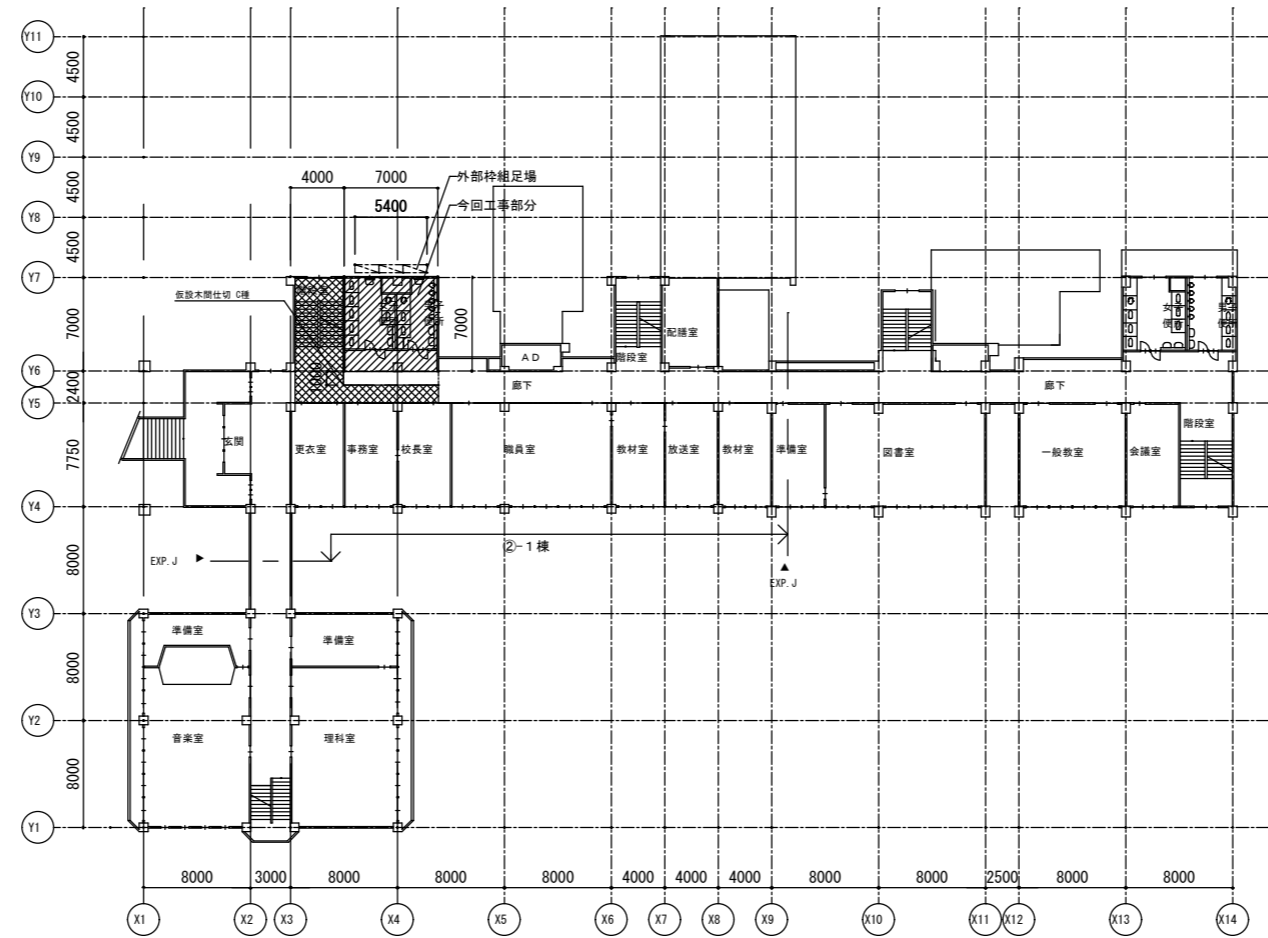
4階平面図 S=1:400




3階平面図 S=1:400

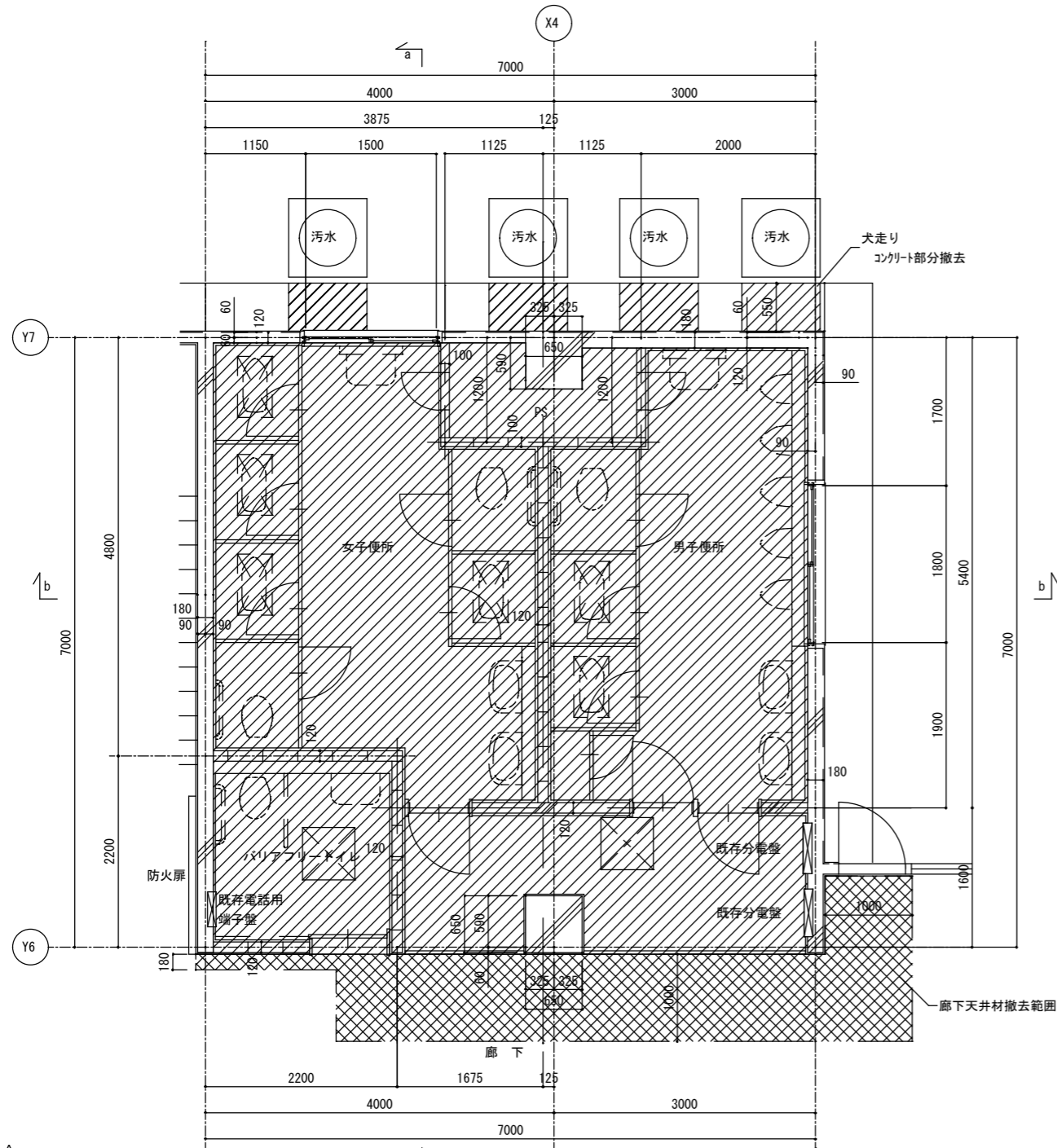
床シート養生範囲
 ※廊下の間仕切は粉塵が舞わないように天井まで養生

工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-8号	図名	平面図2
作成 平成28年10月 日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 平成 年 月 日	設計 株式会社 スタッド		一般建築士第261264号 塚井 一 司

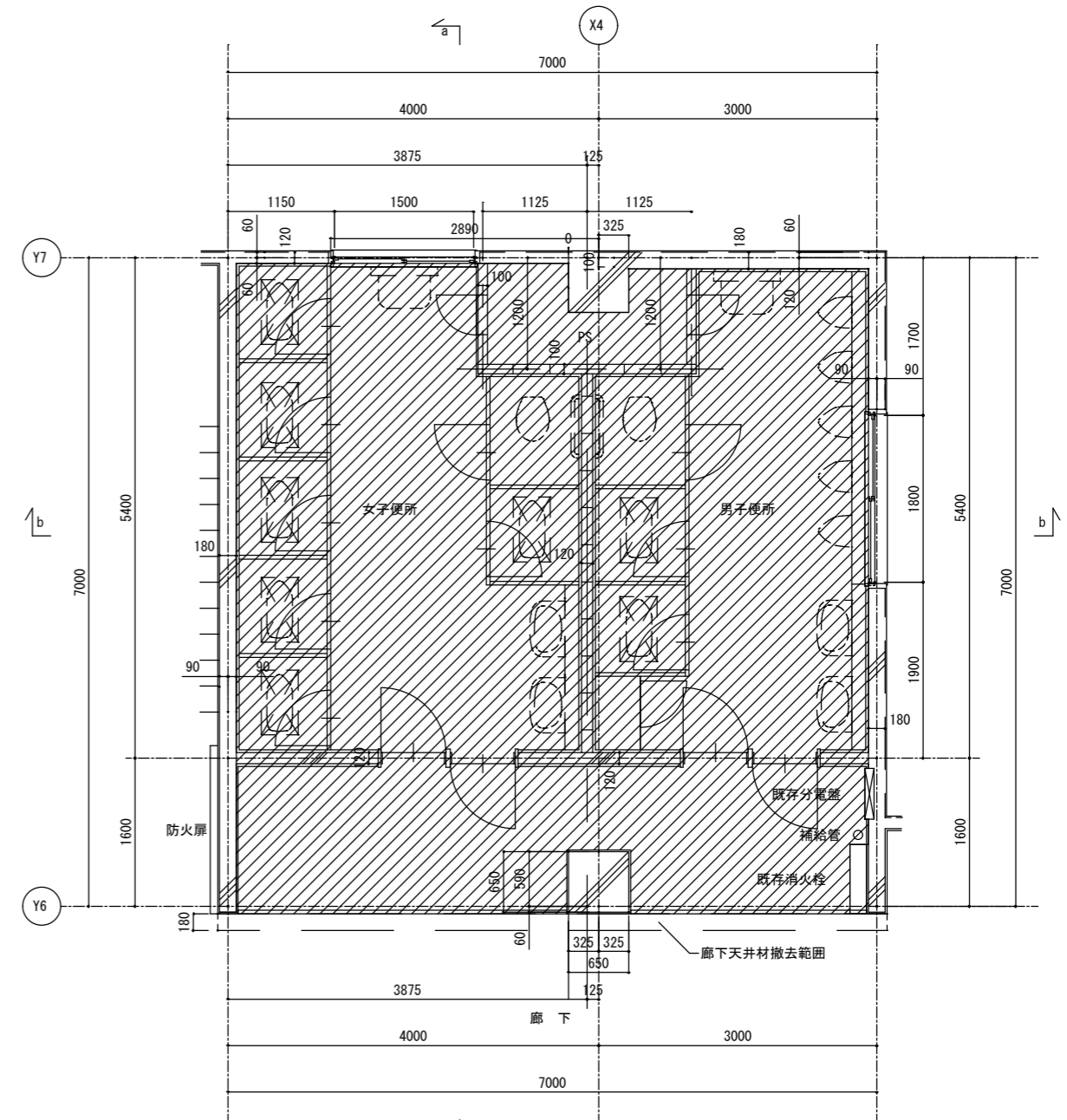


 床シート養生範囲
 ※廊下の間仕切は粉塵が舞わないように天井まで養生

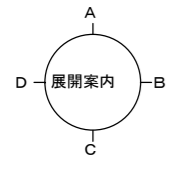
工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-9号	図名	平面図1
作成 平成28年10月 日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 平成 年 月 日	設計 株式会社 スタッド		一般建築士第261204号 塚井 一 司



既存1階 平面詳細図 S=1:50



既存2~4階 平面詳細図 S=1:50



既存仕上げ撤去項目 (一般トイレ)

部位	仕上 (撤去)	下地 (撤去)
天井	目透し張EP	5mm/ノンスケイダル板 軽量鉄骨天井下地材
壁	防水型複層塗材	下地モルタル
床	50角タイル	下地モルタル
巾木	50角タイル (立上げ H=100)	下地モルタル
窓額縁	木製40WU+00D725	
トイレノース	ポリエステル化粧板	
木製扉	OP塗装	
ライニング甲板	人造大理石 25WU+00D7150	

既存仕上げ撤去項目 (だれでもトイレ)

部位	仕上 (撤去)	下地 (撤去)
天井	目透し張EP	5mm/ノンスケイダル板 軽量鉄骨天井下地材
壁	防水型複層塗材	下地モルタル
床	塩化ビニル樹脂長尺シート	下地モルタル
片引きドア	フッ素樹脂焼付塗装、17-式駆動装置	

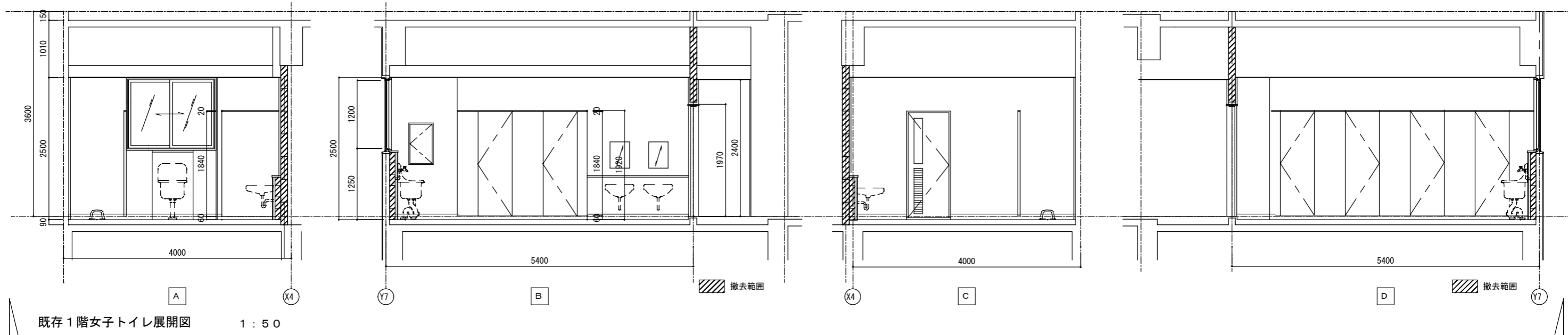
既存仕上げ撤去項目 (廊下)

部位	仕上 (撤去)	下地 (撤去)
天井	SOP塗装	9.5mm石膏ボード 軽量鉄骨天井下地材
壁・柱	OP塗装	モルタル金ゴテ
床	塩化ビニル樹脂長尺シート	モルタル金ゴテ
	スチール見切材	

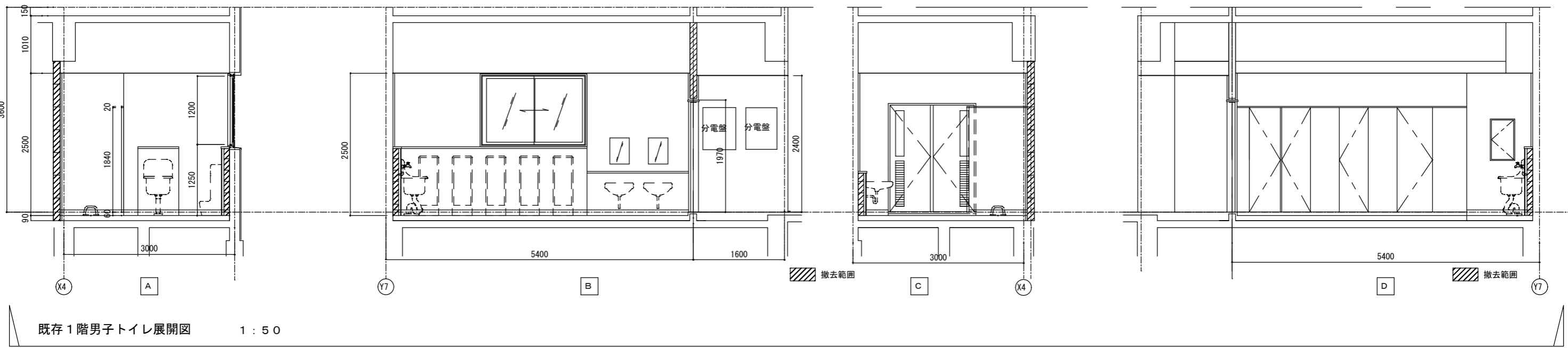
斜線 仕上げ及び下地撤去範囲を示す (内装スケルトン仕様)

- ※衛生設備機器撤去は機械設備工事とする
- ※手摺撤去は機械設備工事とする
- ※鏡撤去は建築工事とする

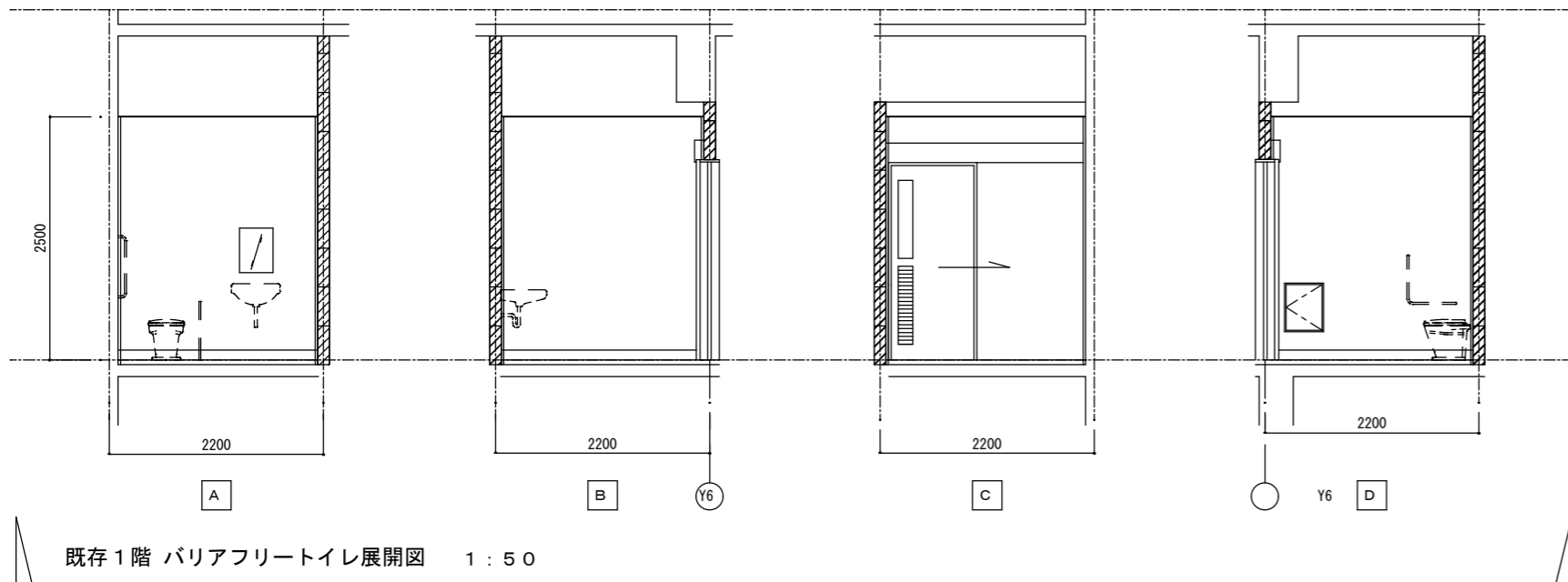
工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-10号	図名	平面詳細図 (既存撤去)
作成	平成28年10月 日	監理	日野市総務部 建築営繕課
訂正	平成 年 月 日	設計	株式会社 スタッド



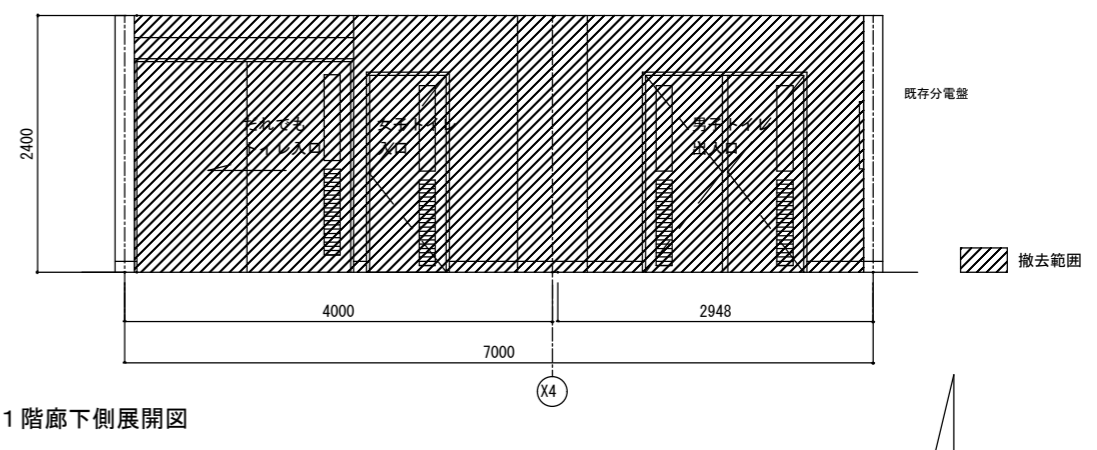
既存1階女子トイレ展開図 1:50



既存1階男子トイレ展開図 1:50



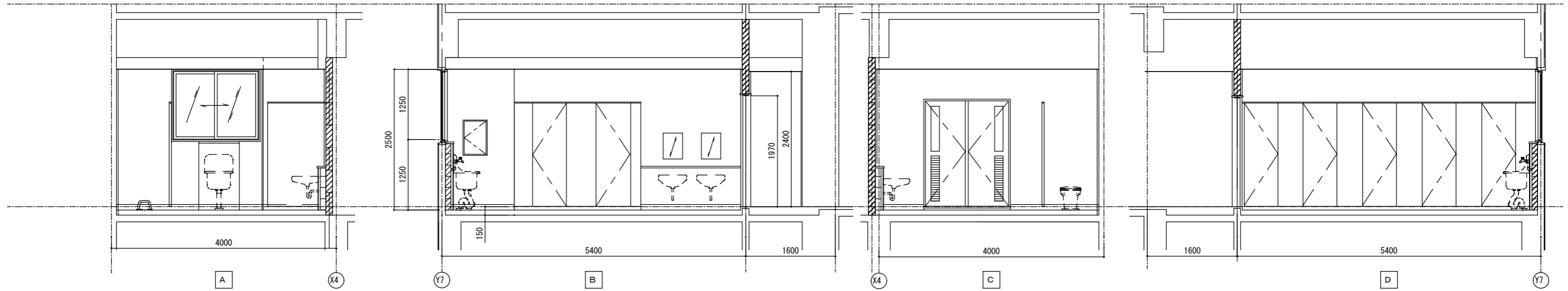
既存1階バリアフリートイレ展開図 1:50



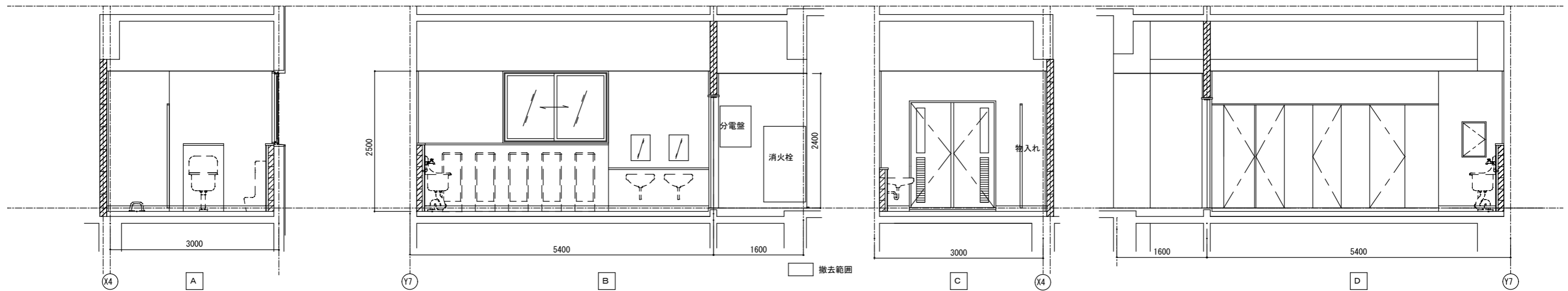
1階廊下側展開図

※衛生設備機器撤去は機械設備工事とする
 ※手摺撤去は機械設備工事とする
 ※鏡撤去は建築工事とする

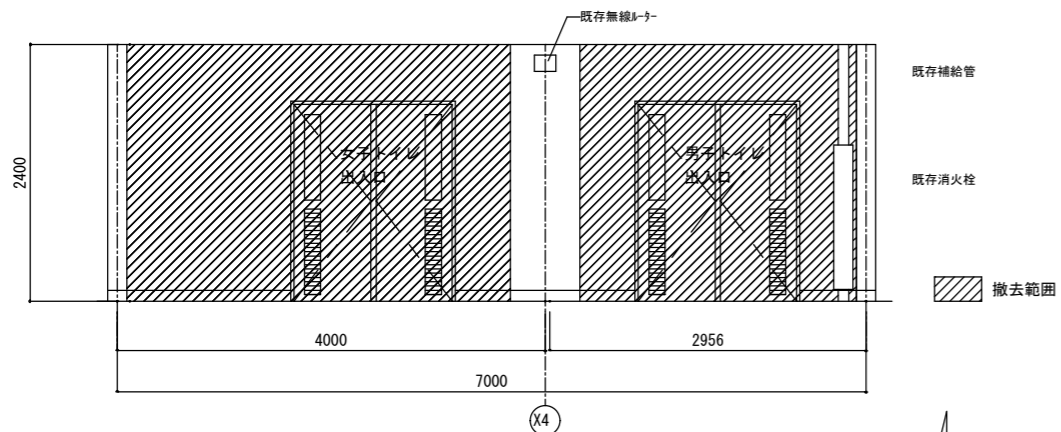
工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-11号	図名	1階展開図(既存撤去)
作成	平成28年10月 日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	平成 年 月 日	設計	株式会社 スタッド



既存2～4階女子トイレ展開図 1:50



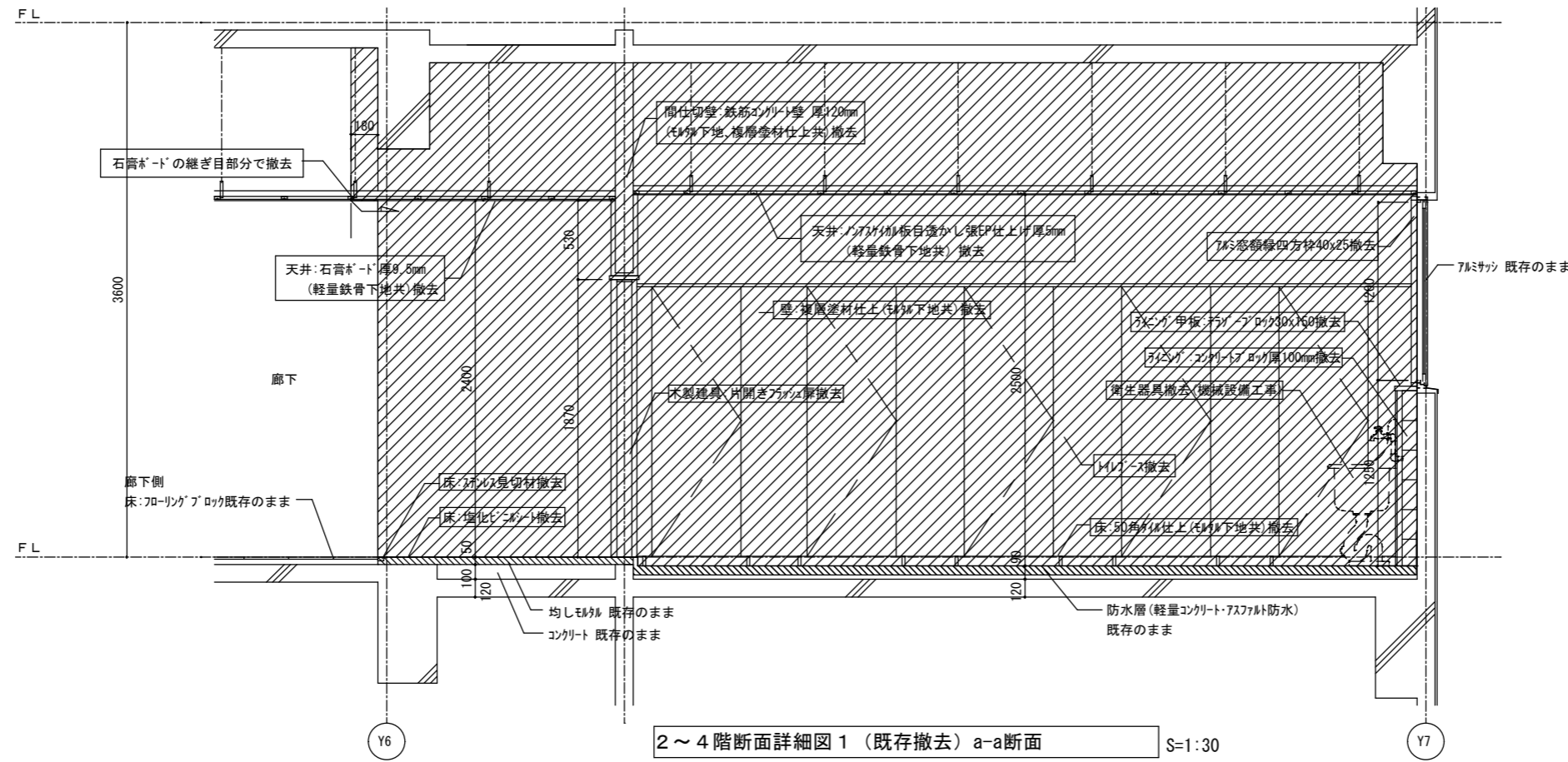
既存2～4階男子トイレ展開図 1:50



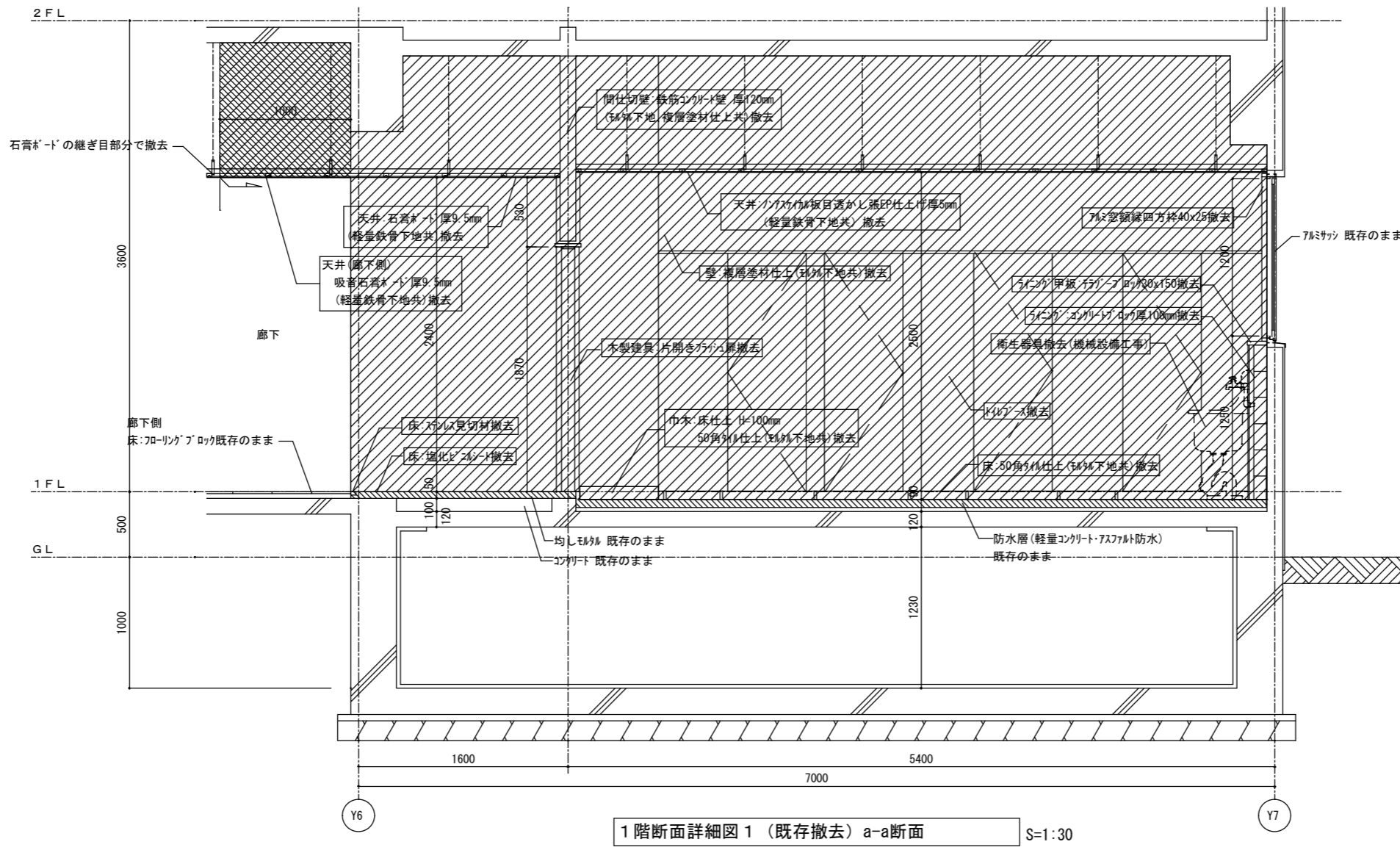
2～4階廊下側展開図

※衛生設備機器撤去は機械設備工事とする
 ※手摺撤去は機械設備工事とする
 ※鏡撤去は建築工事とする

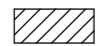
工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-12号	図名	2～4階展開図(既存撤去)
作成 平成28年10月 日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 平成 年 月 日	設計 株式会社 スタッド		一級建築士第261264号 塚井 一 司



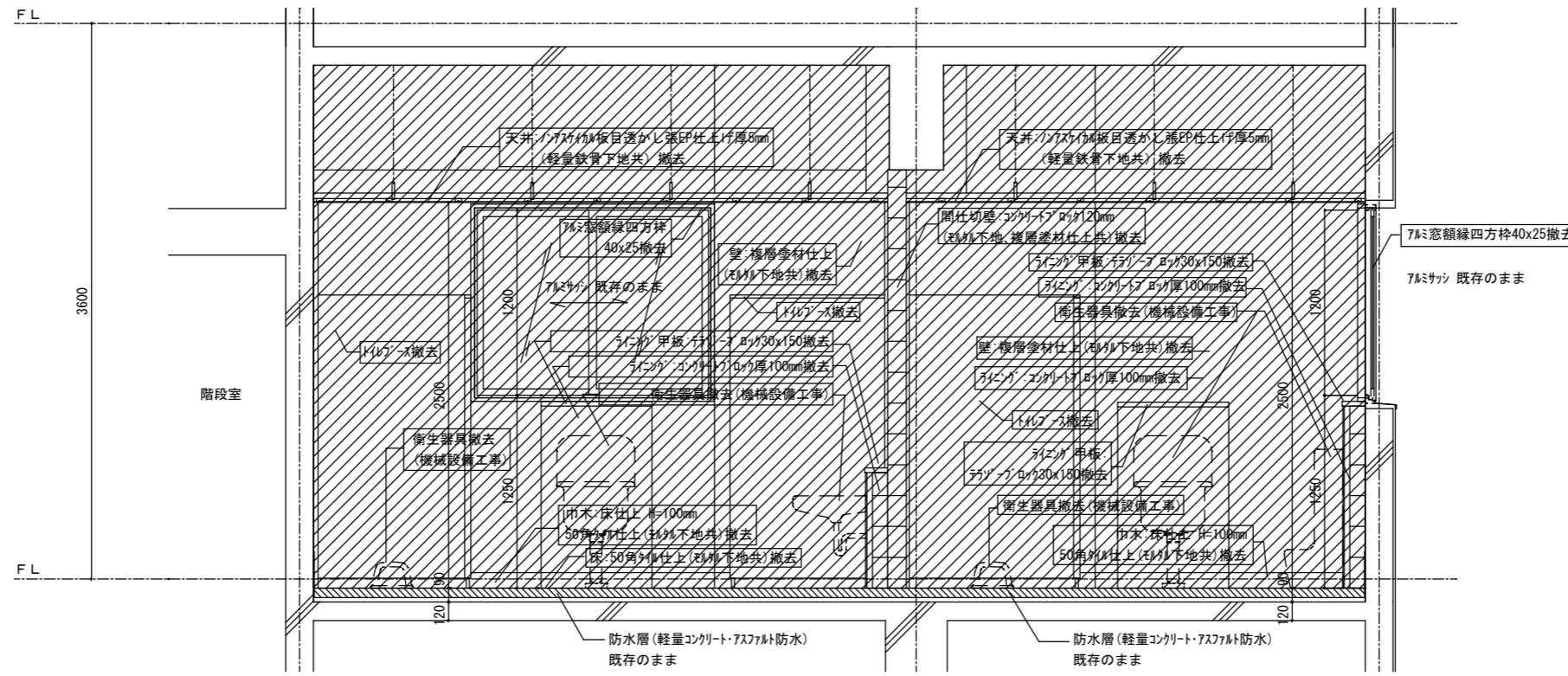
2~4階断面詳細図1 (既存撤去) a-a断面 S=1:30



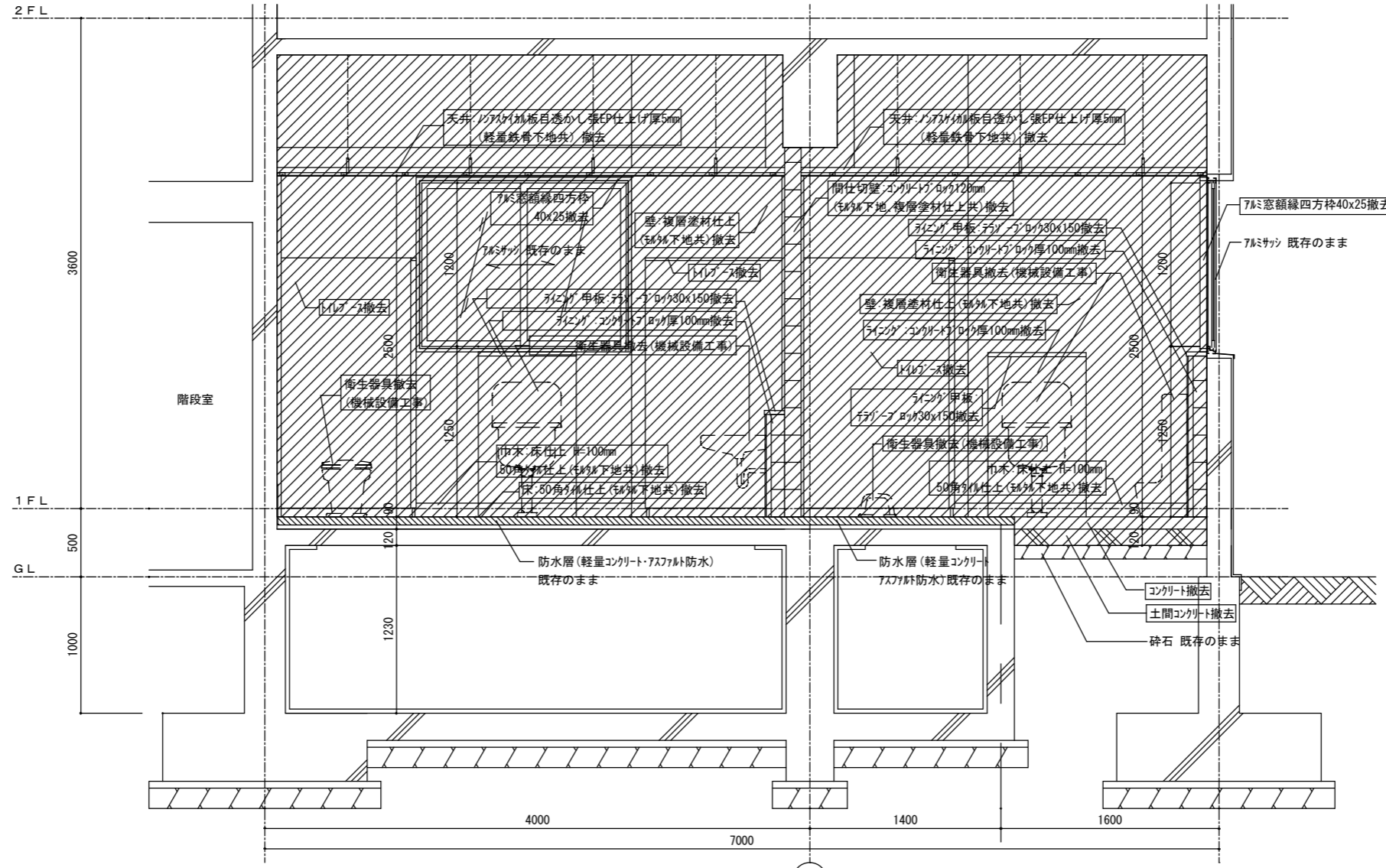
1階断面詳細図1 (既存撤去) a-a断面 S=1:30

 仕上げ及び下地撤去範囲を示す(内装スケルトン仕様)
 ※衛生設備機器撤去は機械設備工事とする
 ※手摺撤去は機械設備工事とする
 ※鏡撤去は建築工事とする


工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-13号	図名	断面詳細図1(既存撤去)
作成	平成28年10月 日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	平成 年 月 日	設計	株式会社 スタッド



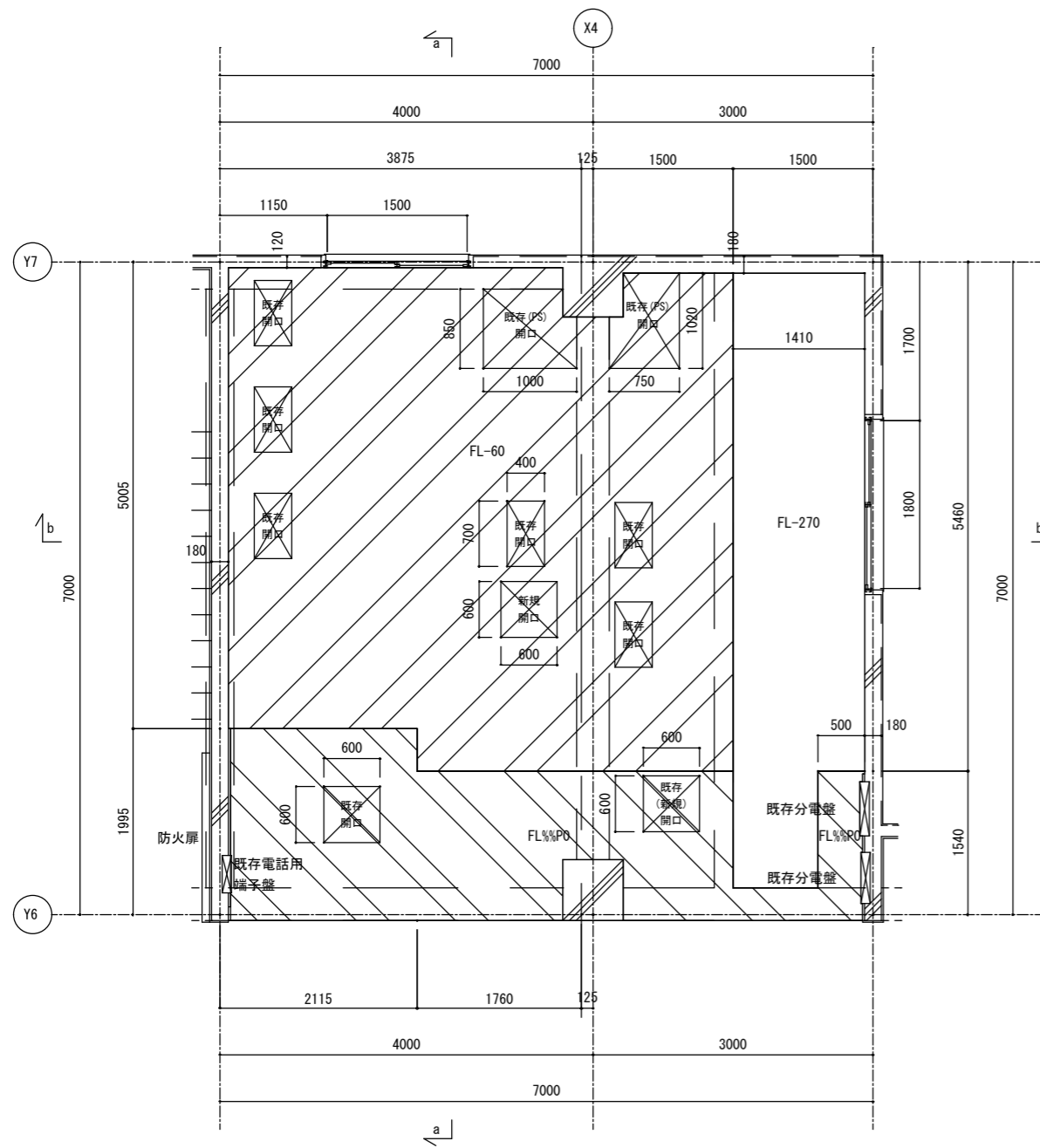
2~4階断面詳細図2 (既存撤去) b-b断面 S=1:30



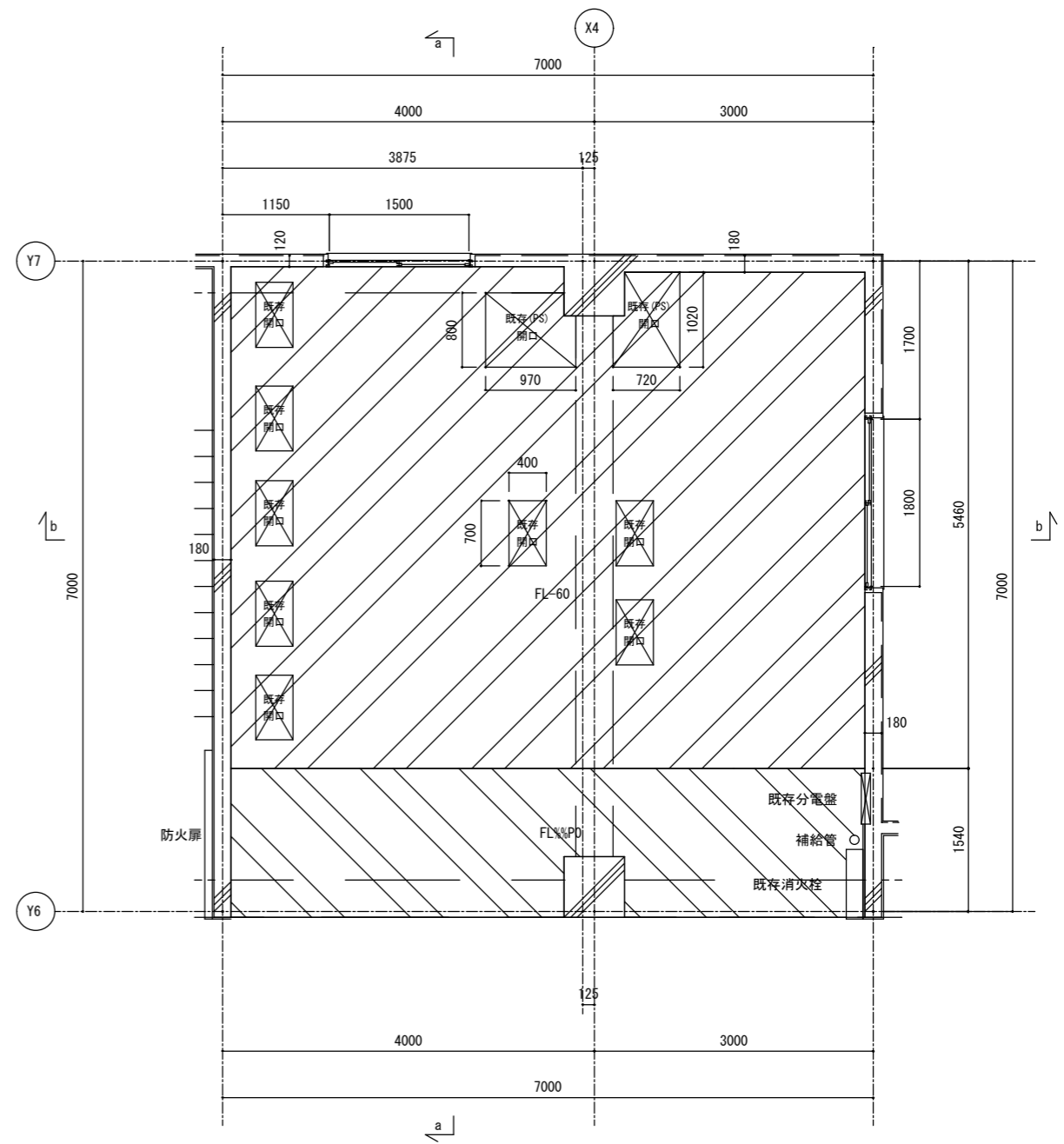
1階断面詳細図2 (既存撤去) b-b断面 S=1:30

 仕上げ及び下地撤去範囲を示す(内装スケルトン仕様)
 ※衛生設備機器撤去は機械設備工事とする
 ※手摺撤去は機械設備工事とする
 ※鏡撤去は建築工事とする

工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-14号	図名	断面詳細図2(既存撤去)
作成	平成28年10月 日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	平成 年 月 日	設計	株式会社 スタッド <small>一般社団法人 201324号 様 併 一 司</small>

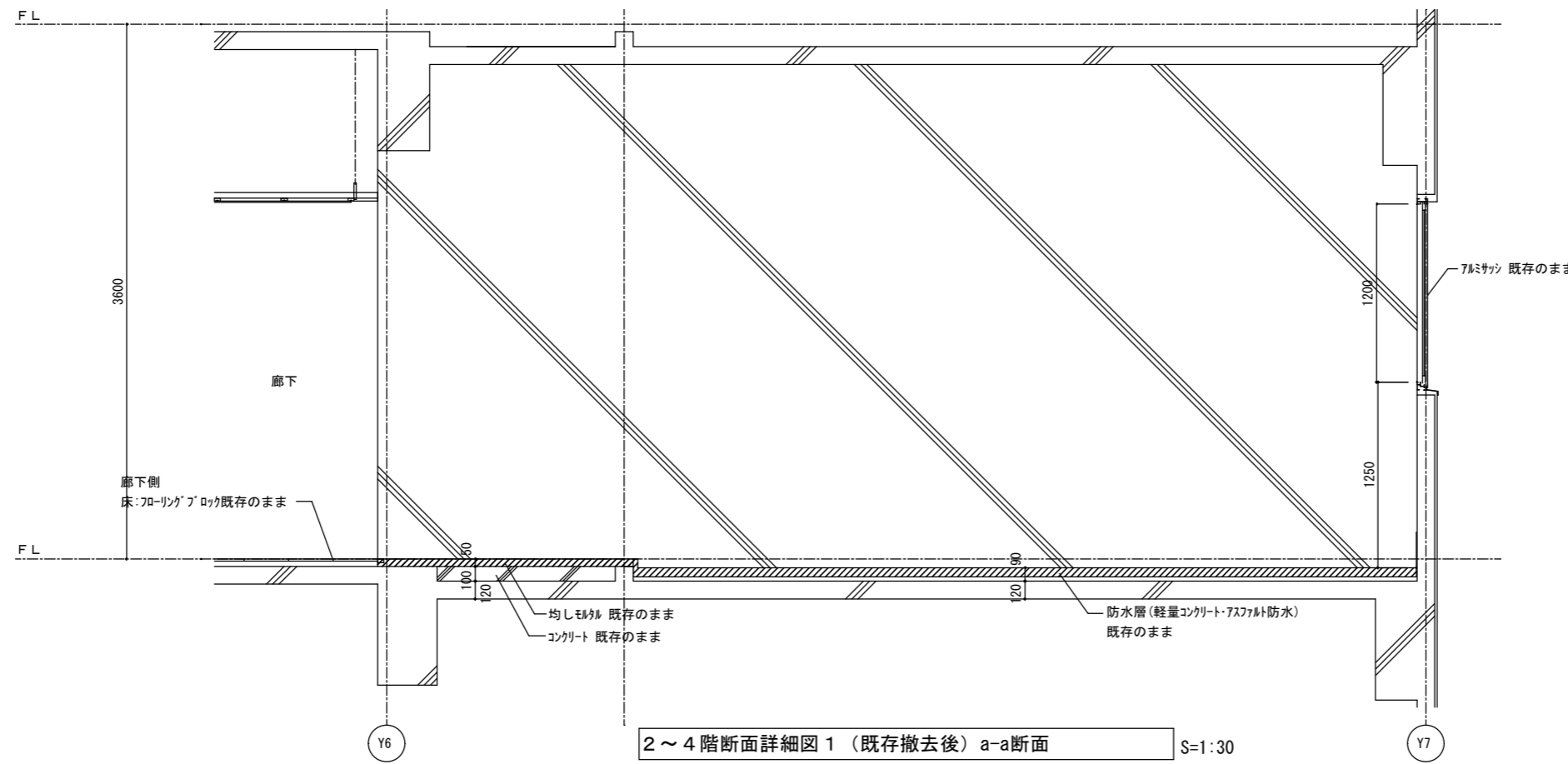


既存1階撤去後平面詳細図 S=1:50

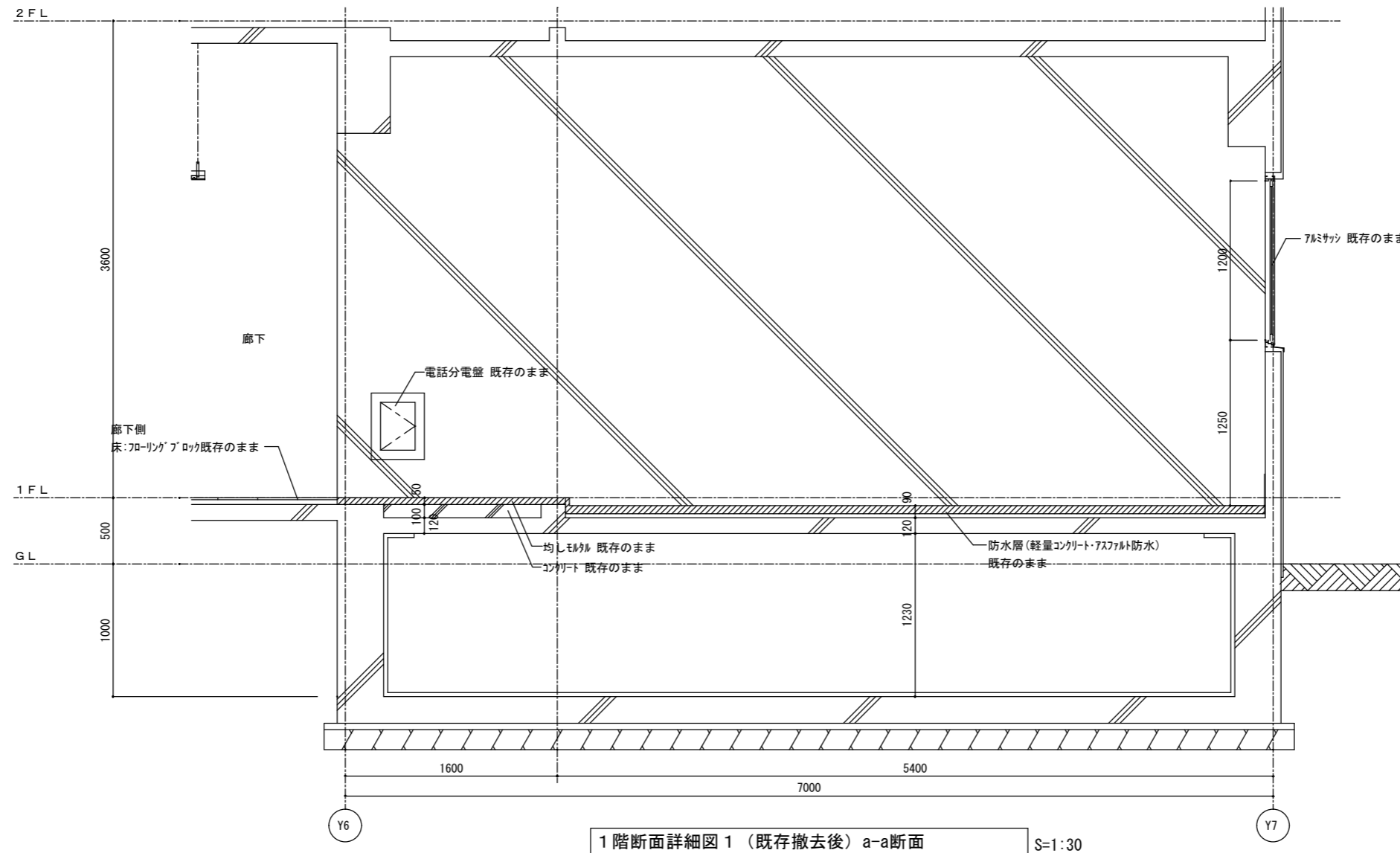


既存2~4階撤去後 平面詳細図 S=1:50

工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-15号	図名	平面詳細図(既存撤去後)
作成 平成28年10月日	整理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 平成 年 月 日	設計 株式会社 スタッド		一級建築士第21124号 塚井 一 司

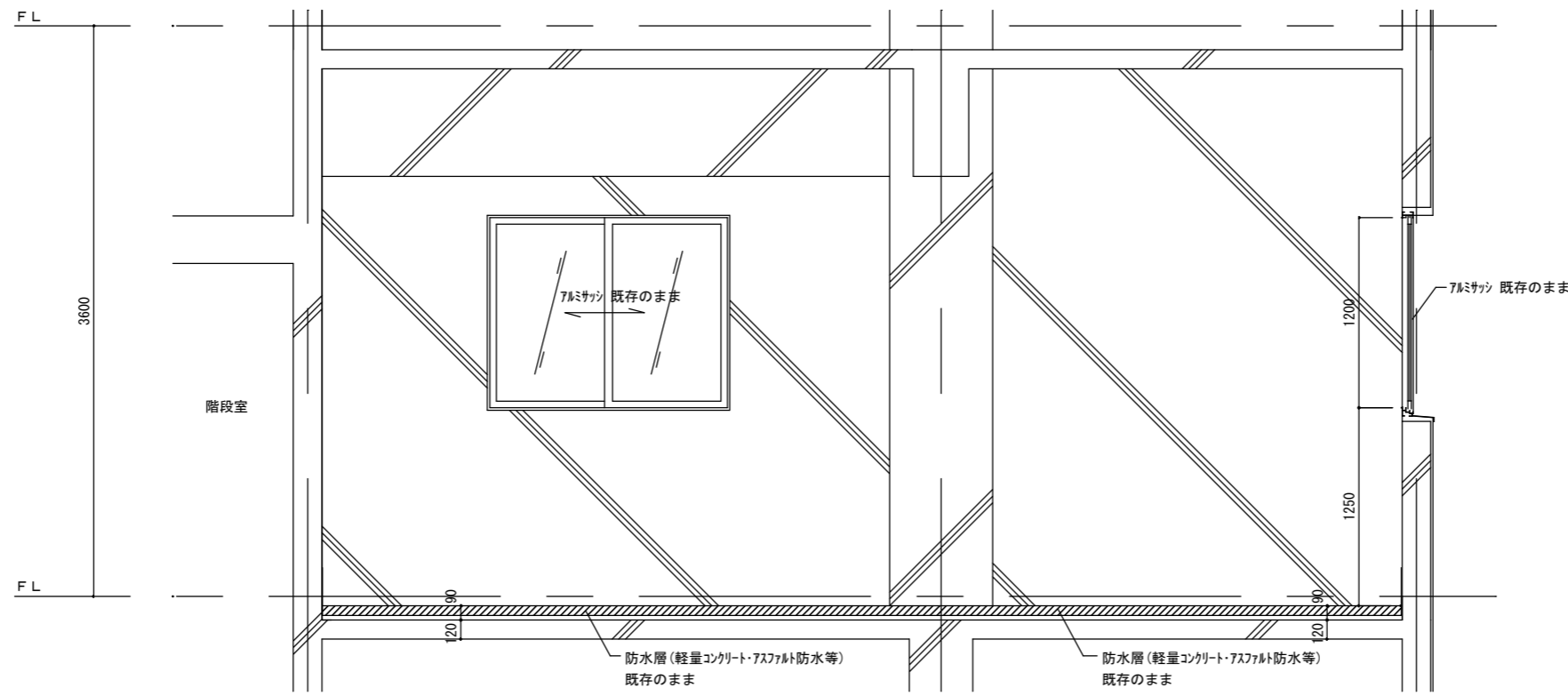


2~4階断面詳細図1 (既存撤去後) a-a断面 S=1:30

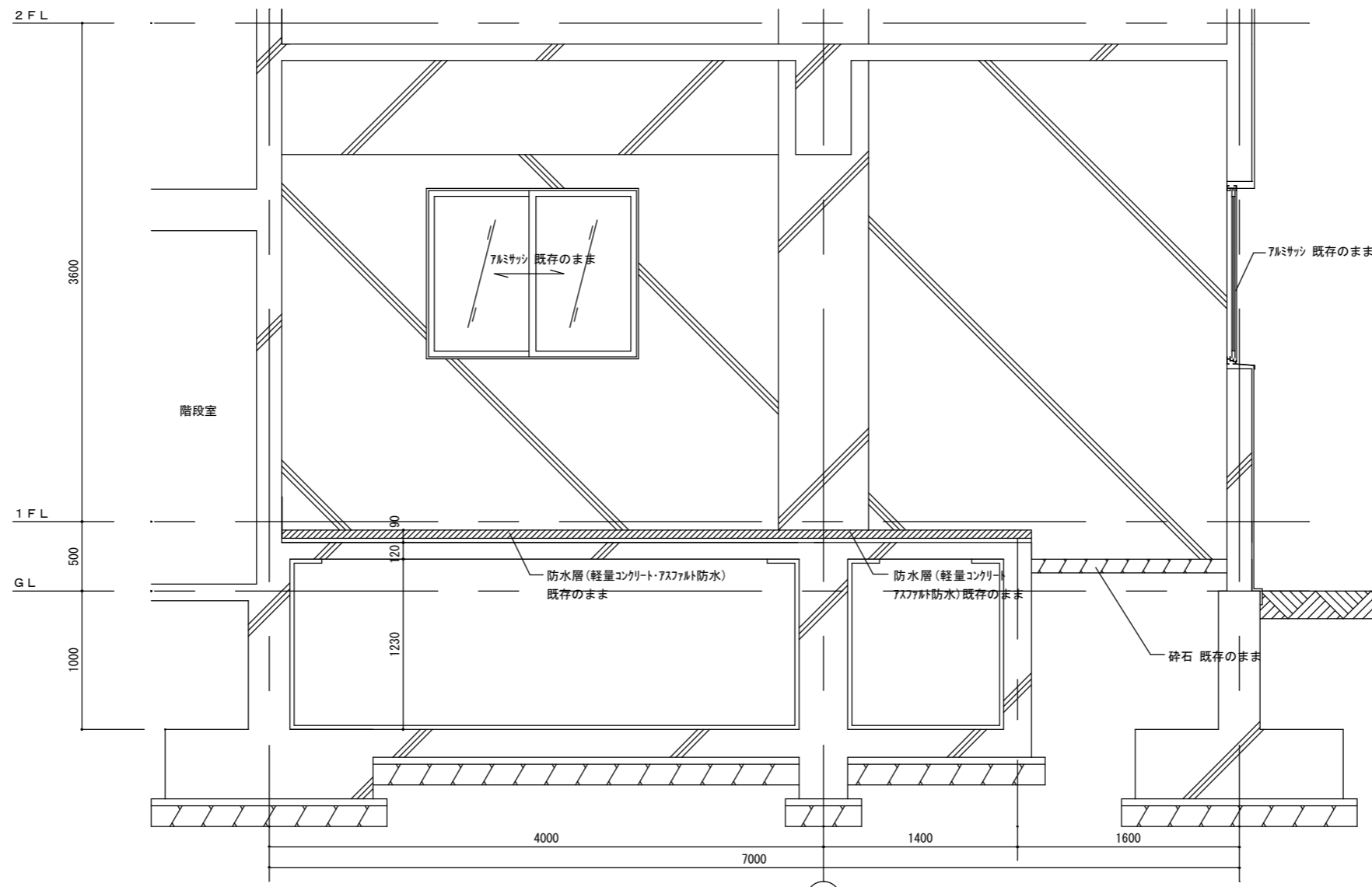


1階断面詳細図1 (既存撤去後) a-a断面 S=1:30

工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-16号	図名	断面詳細図1(既存撤去後)
作成	平成28年10月 日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	平成 年 月 日	設計	株式会社 スタッド <small>一般建築士第261204号 塚井 一司</small>

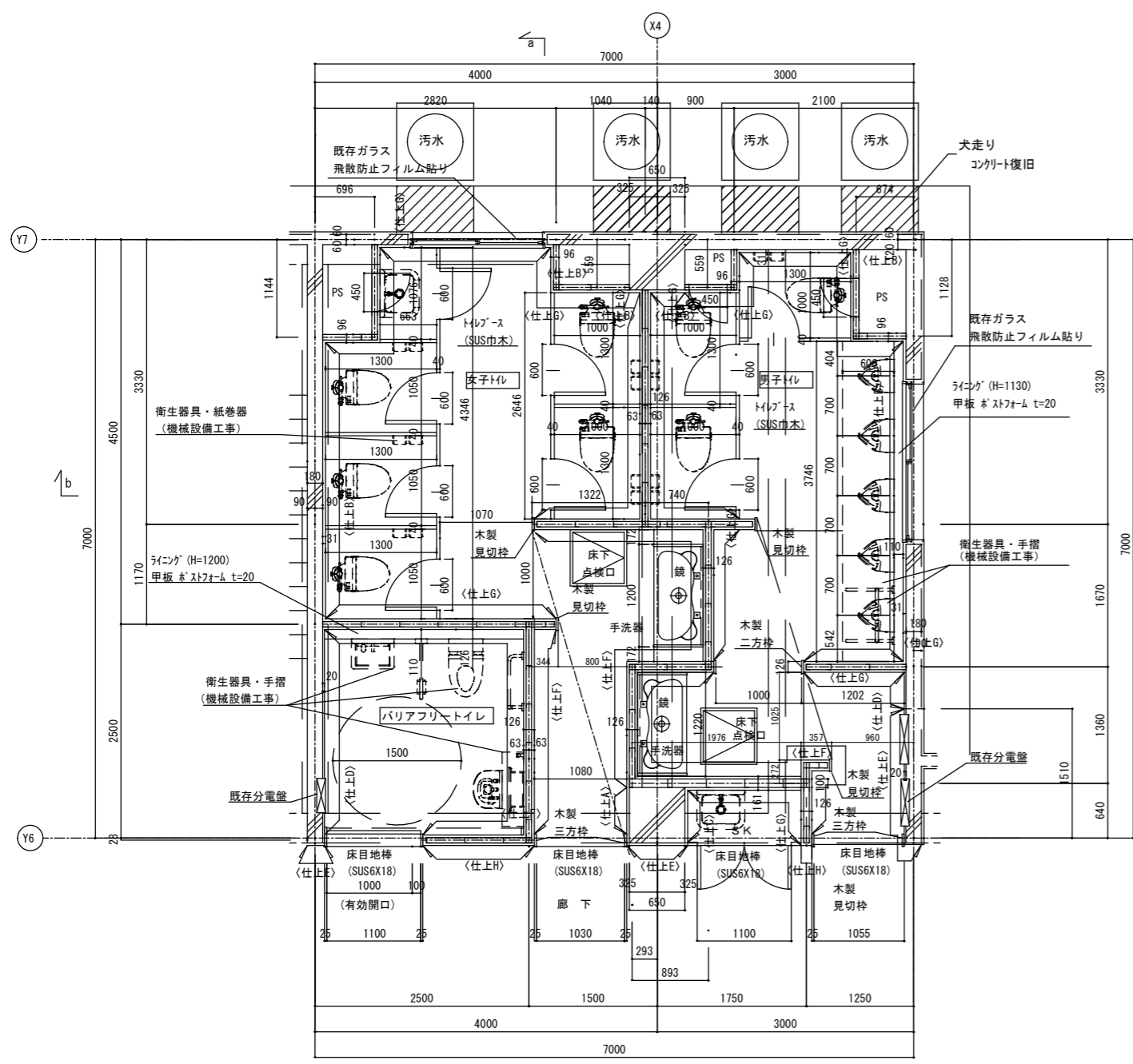


2～4階断面詳細図2(既存撤去後)b-b断面 S=1:30

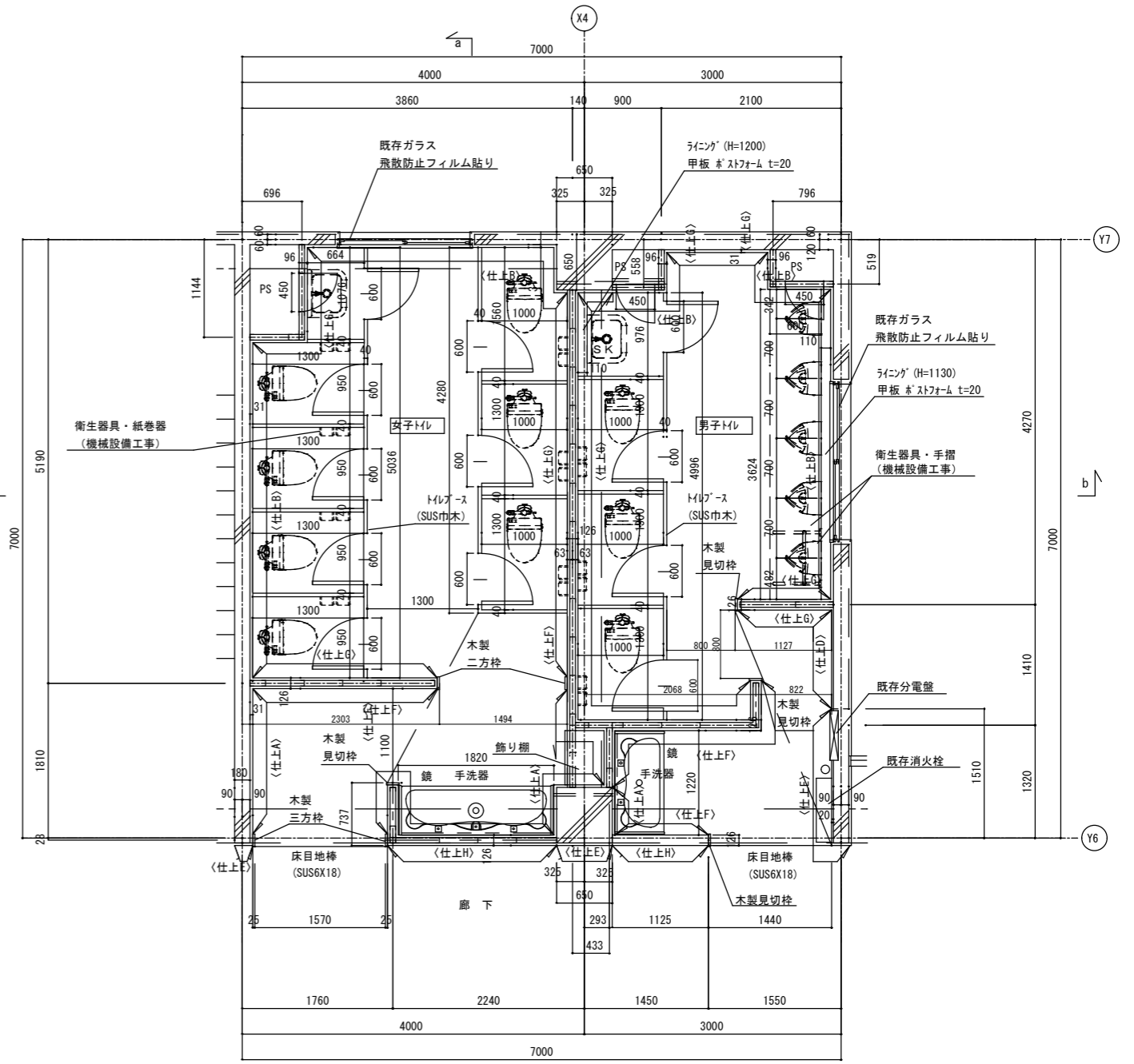


1階断面詳細図2(既存撤去後)b-b断面 S=1:30

工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-17号	図名	断面詳細図2(既存撤去後)
作成	平成28年10月 日	整理	日野市総務部建築営繕課
訂正	平成 年 月 日	設計	株式会社 スタッド <small>一般建築士第261204号 塚井 一司</small>



1階平面詳細図(改修後) S=1:50



2～4階平面詳細図(改修後) S=1:50 ※() 3.4階の寸法を示す。

トイレ内部仕上表

部 位	下 地	仕 上	備 考	
天 井	軽量鉄骨	化粧石膏ボードt=9.5mm張り	廻線：塩ビ既製品	
壁	既存RC部	仕上A 耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm (GL工法) 貼り	化粧珪酸カルシウム板貼り t=6mm	アルミ製ジョイナー
		仕上B 耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm (GL工法) + 珪酸カルシウム板t=6mm目透貼り	複層塗装 RE ゆず肌状0-ラ仕上げ	
		仕上C 耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm (GL工法) + 珪酸カルシウム板t=6mm目透貼り	EP-G塗装	
		仕上D モルタル金ゴテ t=20mm	EP-G塗装	
		仕上E 既存塗装下地ごしらえ	EP-G塗装	
	軽鉄間仕切部	仕上F 合板張りt=12mmタイプ T1+耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm貼り	化粧珪酸カルシウム板貼り t=6mm	アルミ製ジョイナー
		仕上G 合板張りt=12mmタイプ T1+耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm貼り +珪酸カルシウム板t=6mm貼り	複層塗装 RE ゆず肌状0-ラ仕上げ	ライニング壁：化粧珪酸板 t=6mm
		仕上H 合板張りt=12mmタイプ T1+耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm貼り +珪酸カルシウム板t=6mm貼り	EP-G塗装	
巾 木	耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm (一部GL工法) 貼り	床仕上げ材立ち上げ H=100	アルミ製ジョイナー・塩ビ入隅R下地 廊下側：木製巾木	
床	普通コンクリート金ゴテ押え (溶接金網WU+03C66-100角) セルフレベリング工法	超防汚性複層ビニル床シートt=2mm貼り UV樹脂コーティング	SUS床目地 6X18	

その他の内装工事

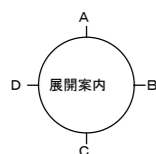
トイレブース一式(扉共)、開口堅木三方枠(多摩産材)、開口堅木四方枠(多摩産材)、窓堅木四方枠(米つか)、木製見切材(多摩産材)、ライニング(ポストフォーム)、手洗器(水栓は設備工事)、鏡

天井点検口450角(アルミ枠)、床下点検口600角(防臭仕様)、PS点検厚、室名サイン、各シーリング、既存開口部復旧工事、既存ガラス飛散防止フィルム貼り

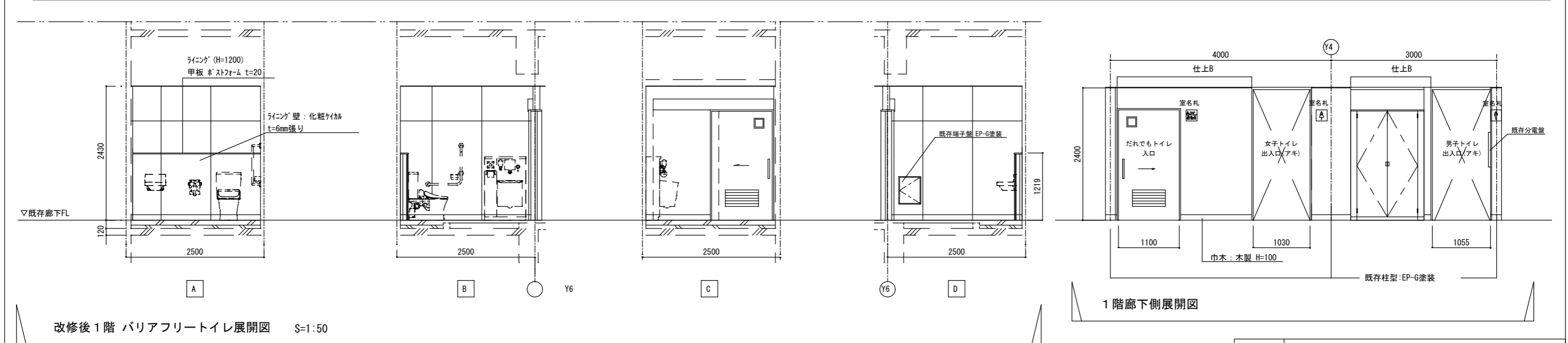
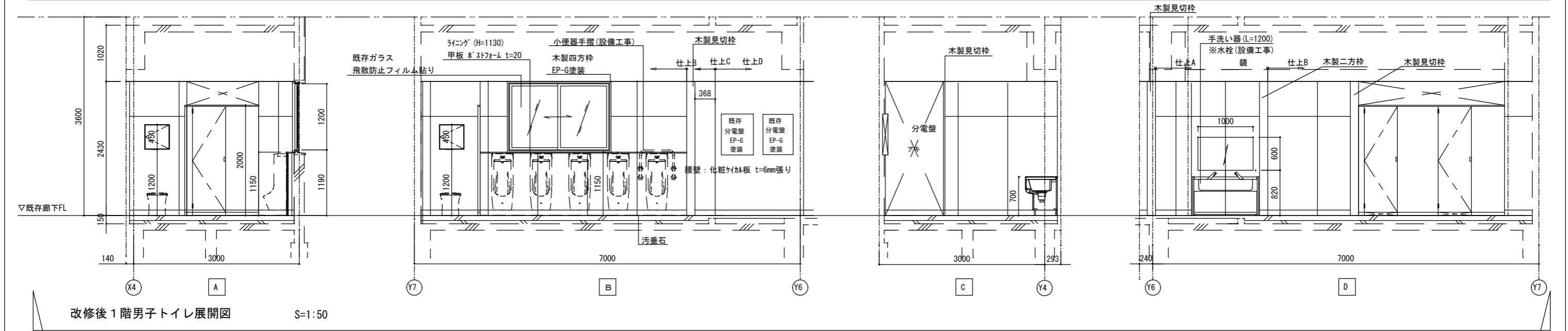
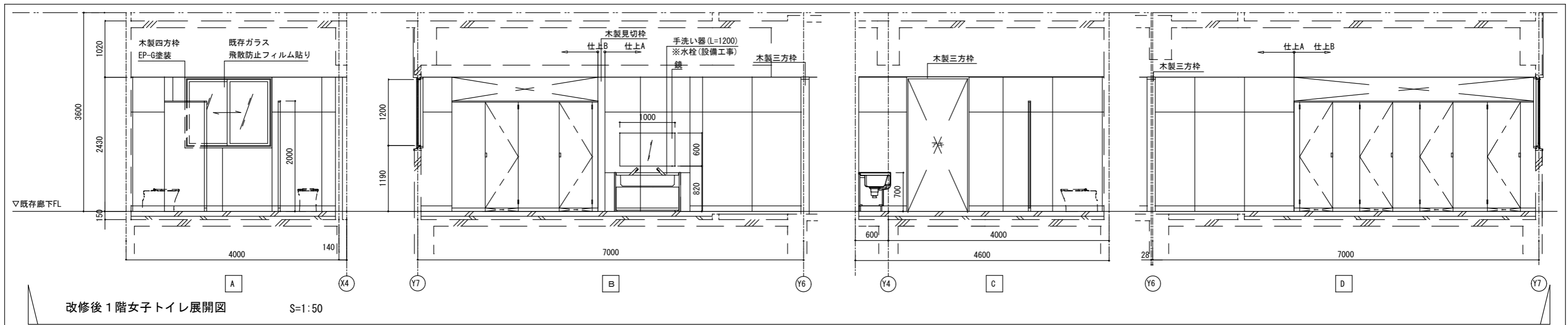
*1 機械設備器具取り付け補強は全て建築工事とする。

*2 換気・給排水の見えかき部分の仕上げは全て建築工事とする。

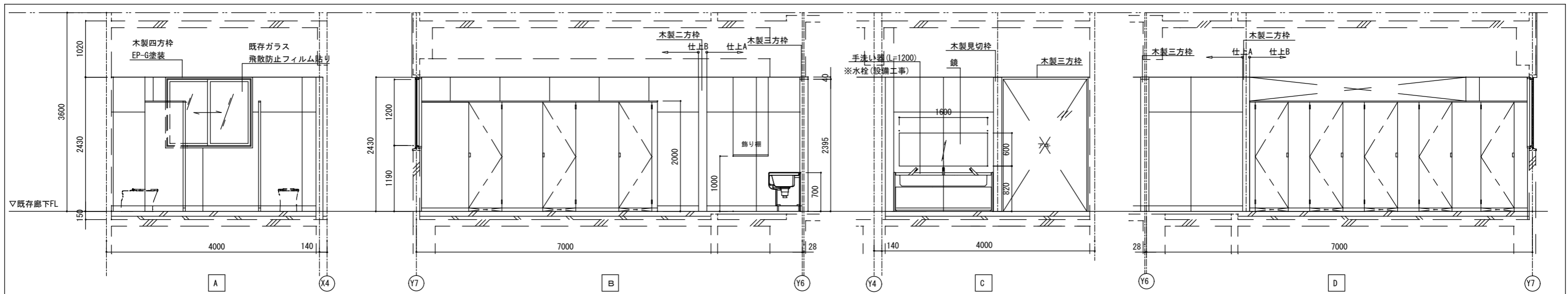
*3 犬走りのコンクリート復旧は建築工事とする。



工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-18号	図名	平面詳細図(改修後)
作成	平成28年10月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	平成 年 月 日	設計	株式会社 スタッド

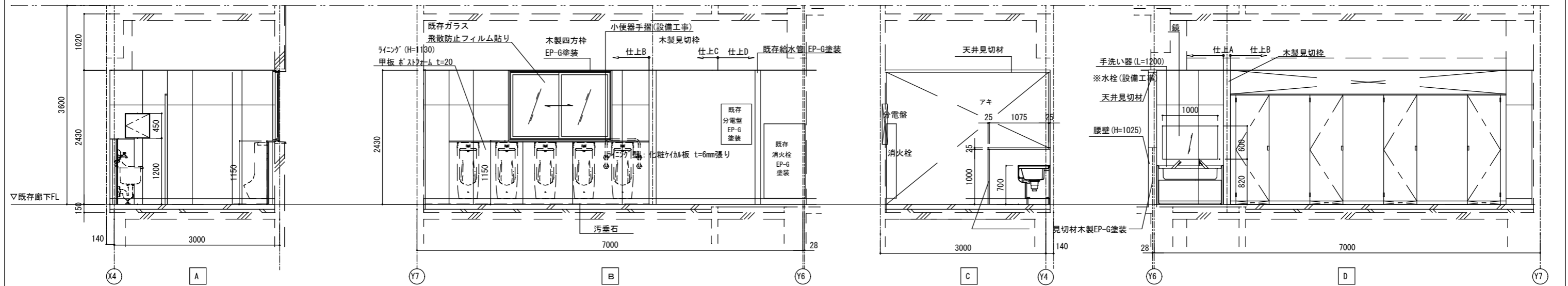


工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-19号	図名	1階展開図(改修後)
作成	平成28年10月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	平成 年 月 日	設計	株式会社 スタッド



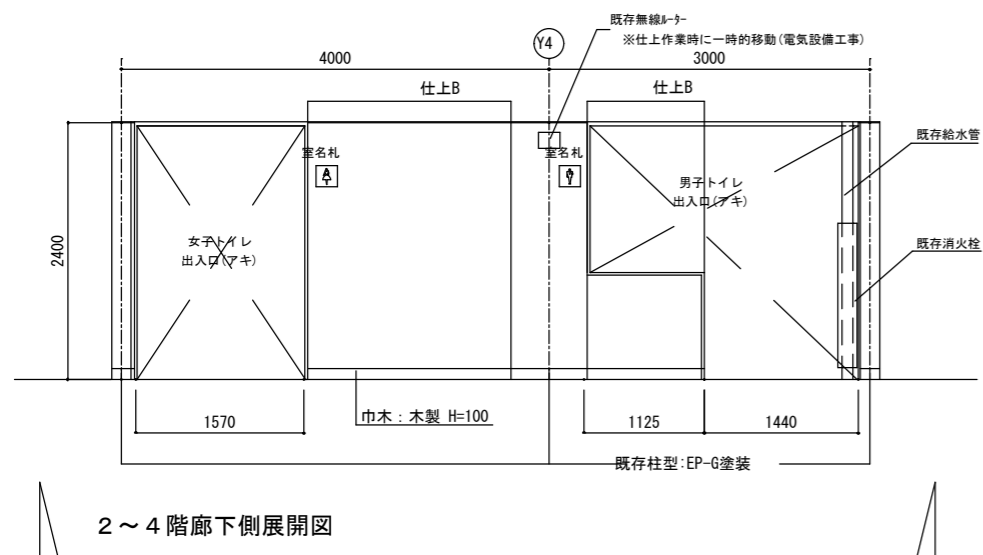
改修後2～4階女子トイレ展開図

S=1:50



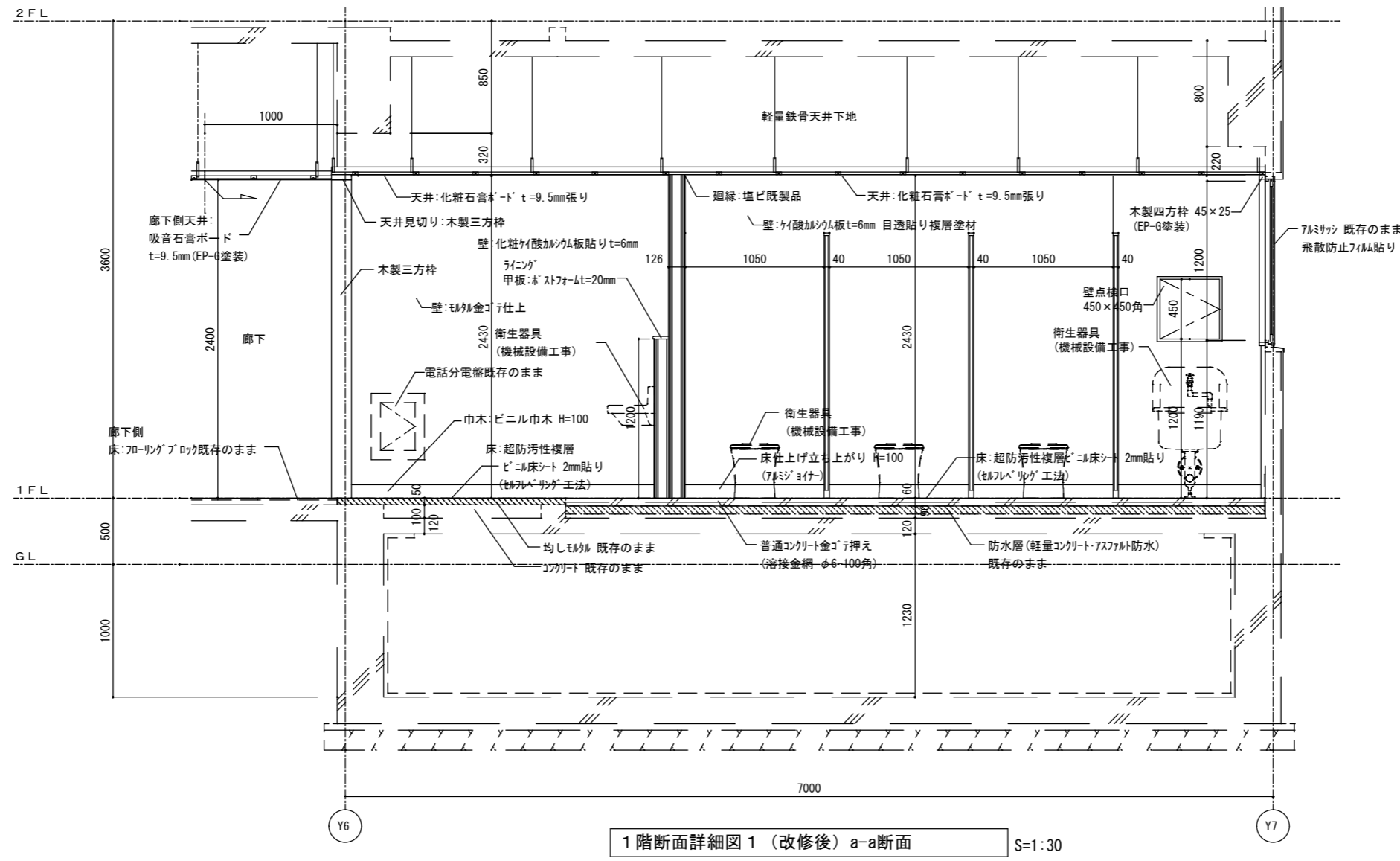
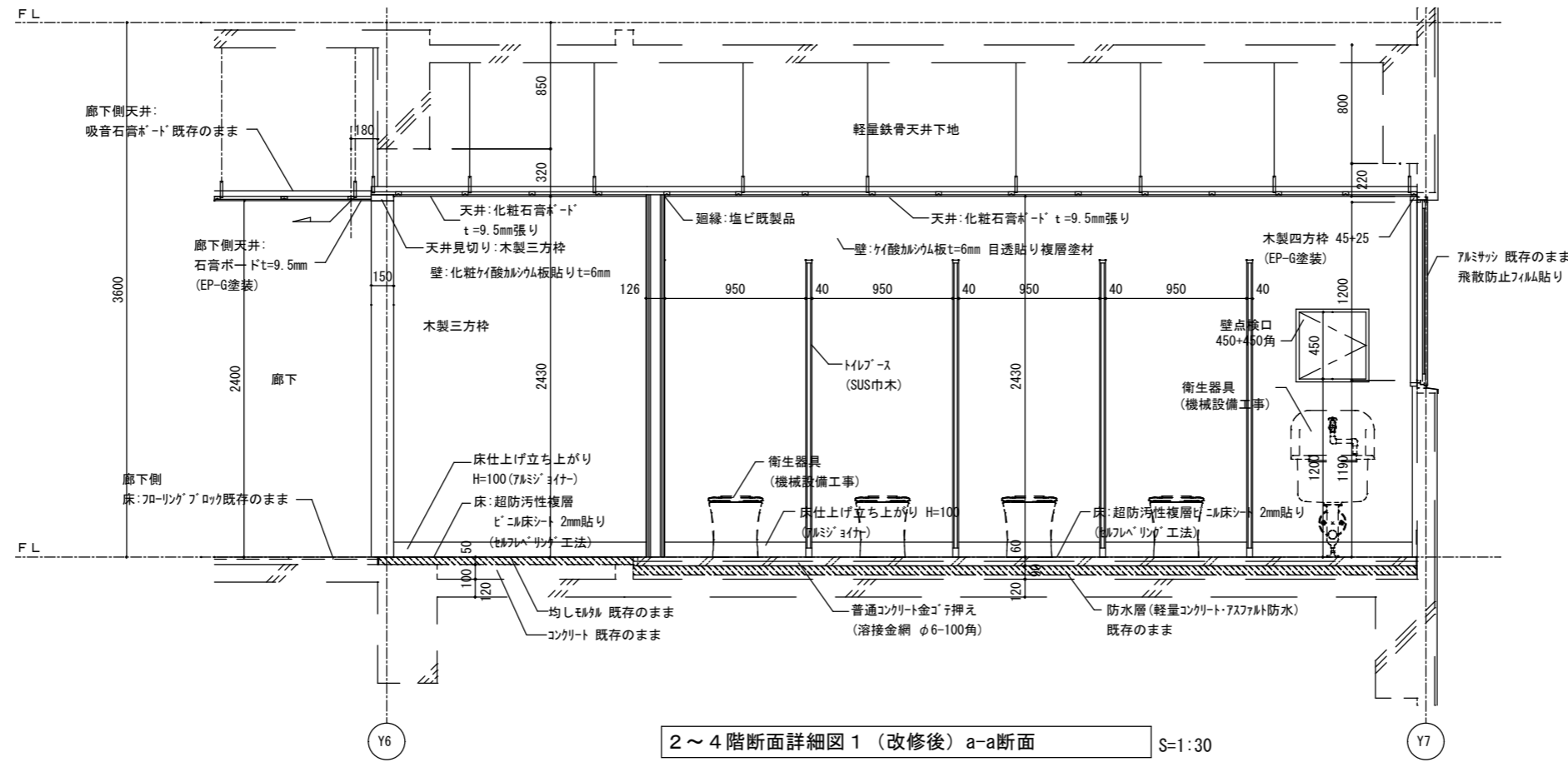
改修後2～4階男子トイレ展開図

S=1:50

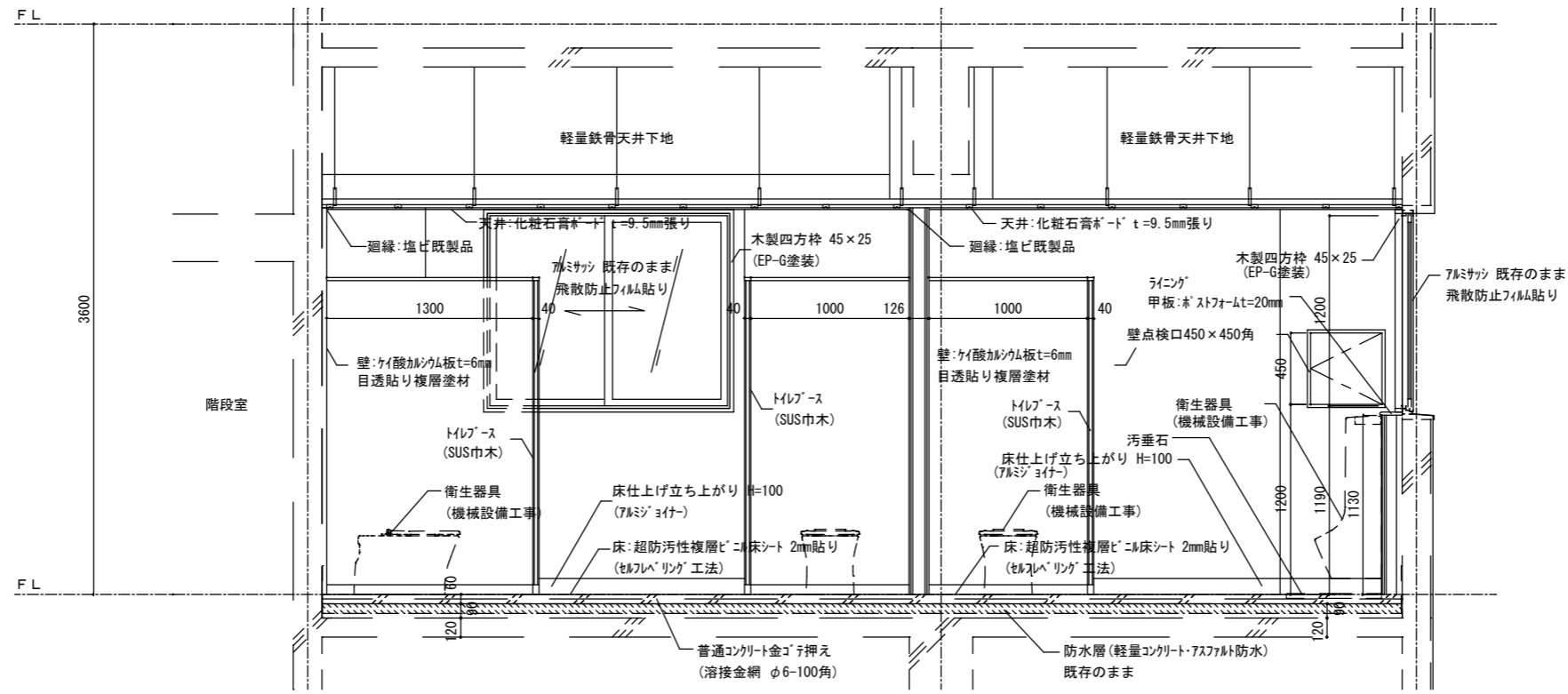


2～4階廊下側展開図

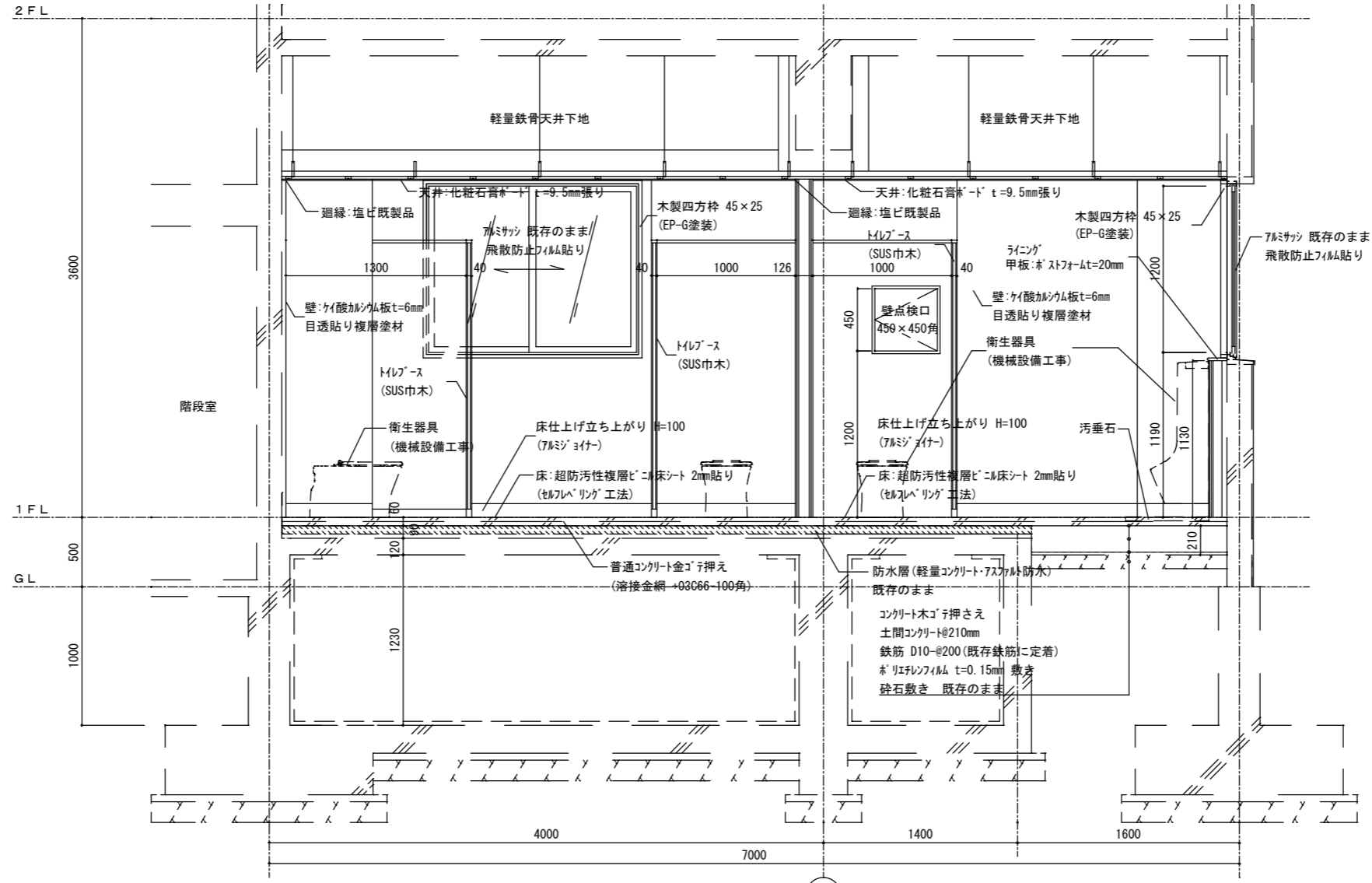
工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-20号	図名	2階展開図(改修後)
作成 平成28年10月 日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 平成 年 月 日	設計 株式会社 スタッド		一級建築士第261264号 塚 井 一 司



工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-21号	図名	断面詳細図1 (改修後)
作成	平成28年10月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	平成 年 月 日	設計	株式会社 スタッド

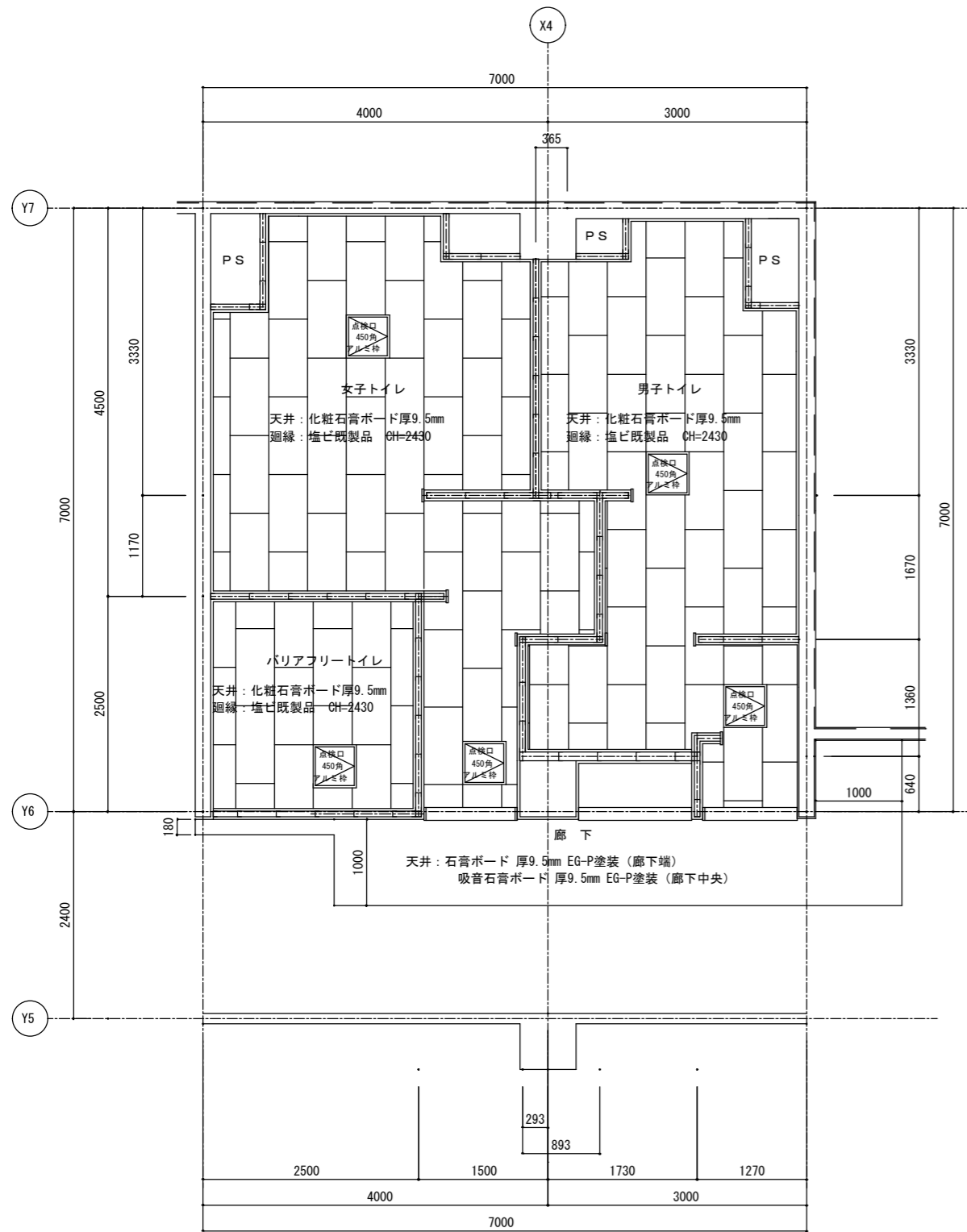


2～4階断面詳細図2（改修後）b-b断面 S=1:30

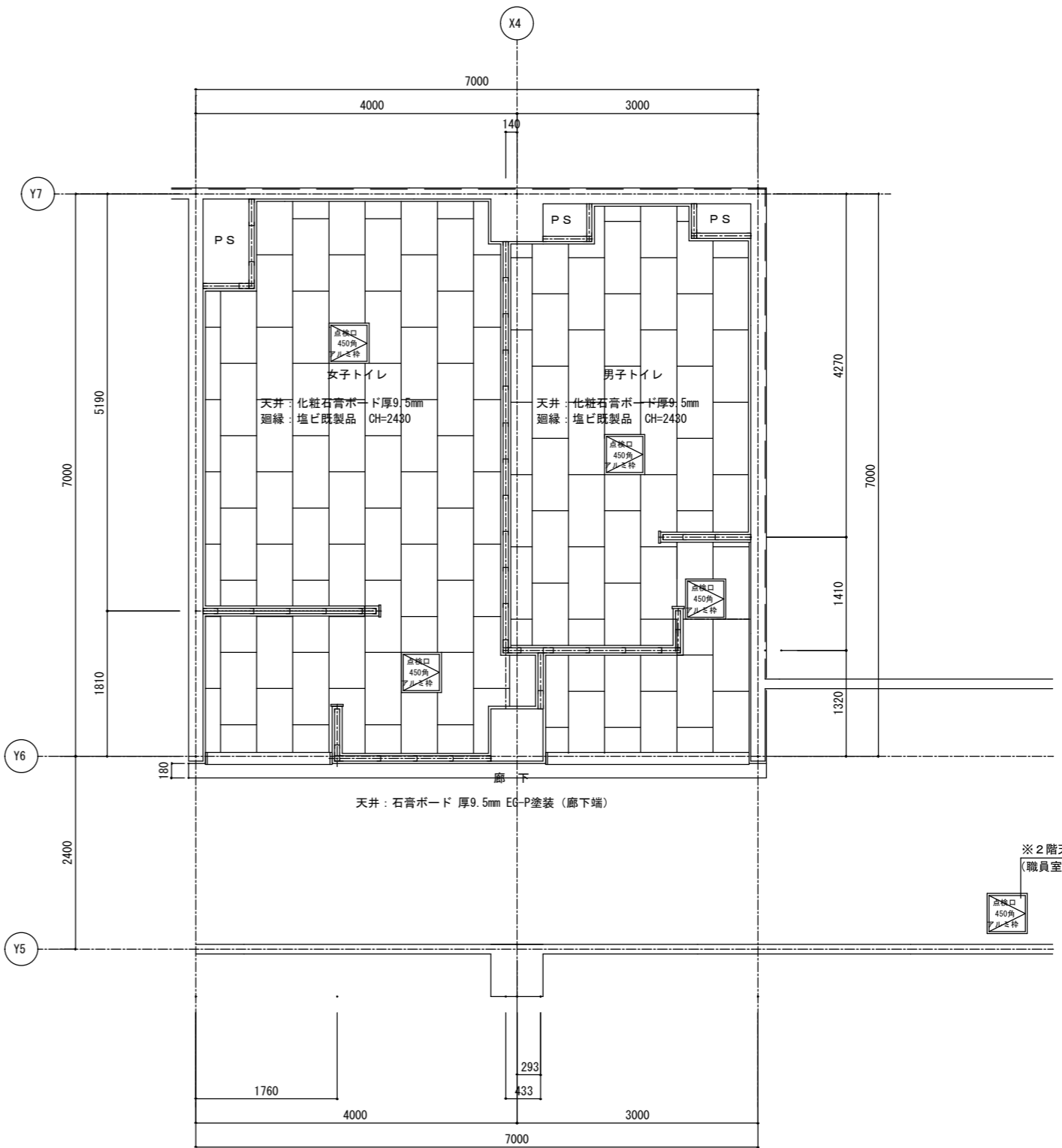


1階断面詳細図2（改修後） S=1:30

工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-22号	図名	断面詳細図2(改修後)
作成	平成28年10月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	平成 年 月 日	設計	株式会社 スタッド

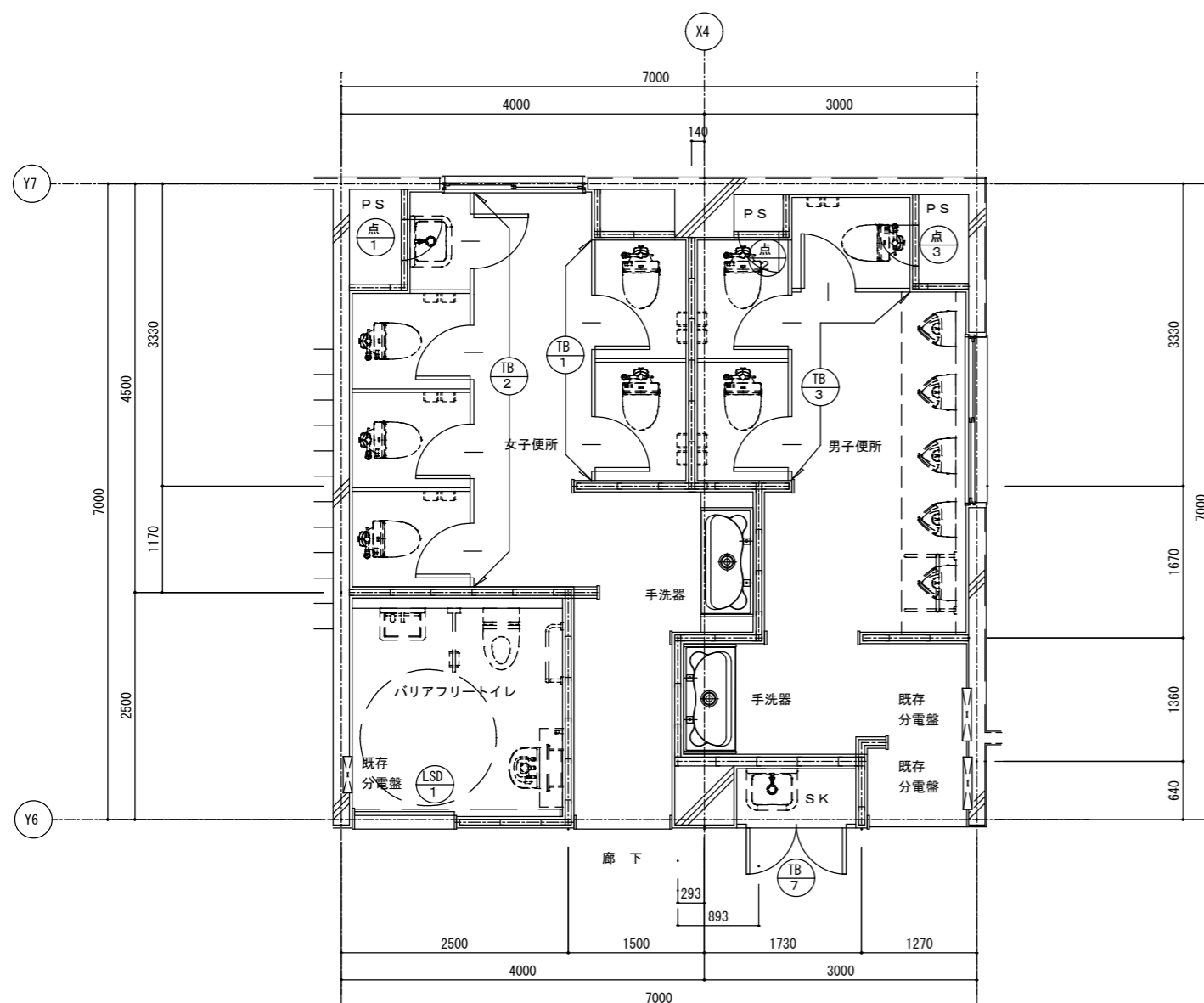


1階 天井伏図 S=1:50

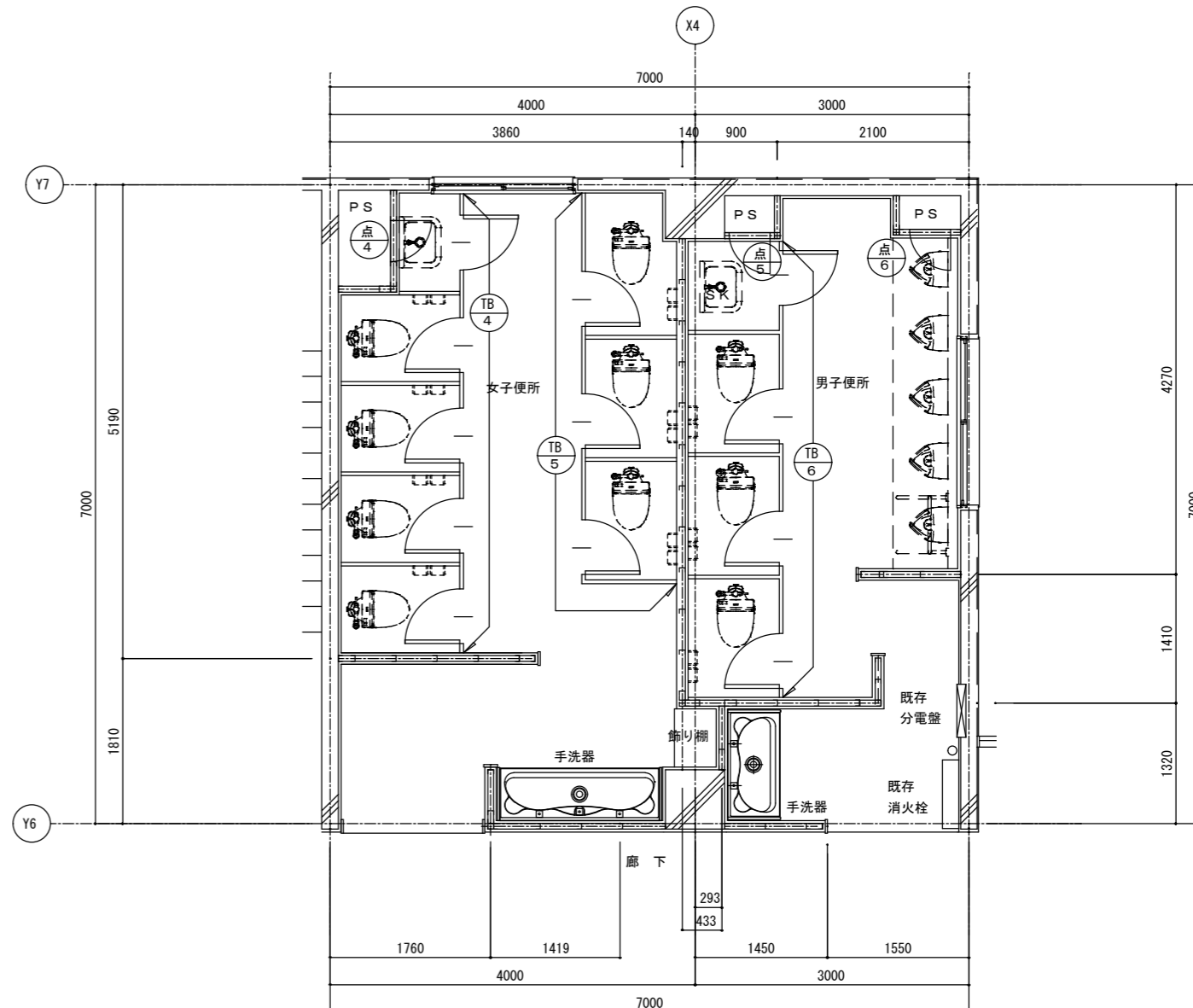


2~4階 天井伏図 S=1:50

工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-23号	図名	天井伏図(改修後)
作成 平成28年10月 日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 平成 年 月 日	設計 株式会社 スタッド		一般建築士第261264号 塚井 一 司



1階 キープラン S=1:50

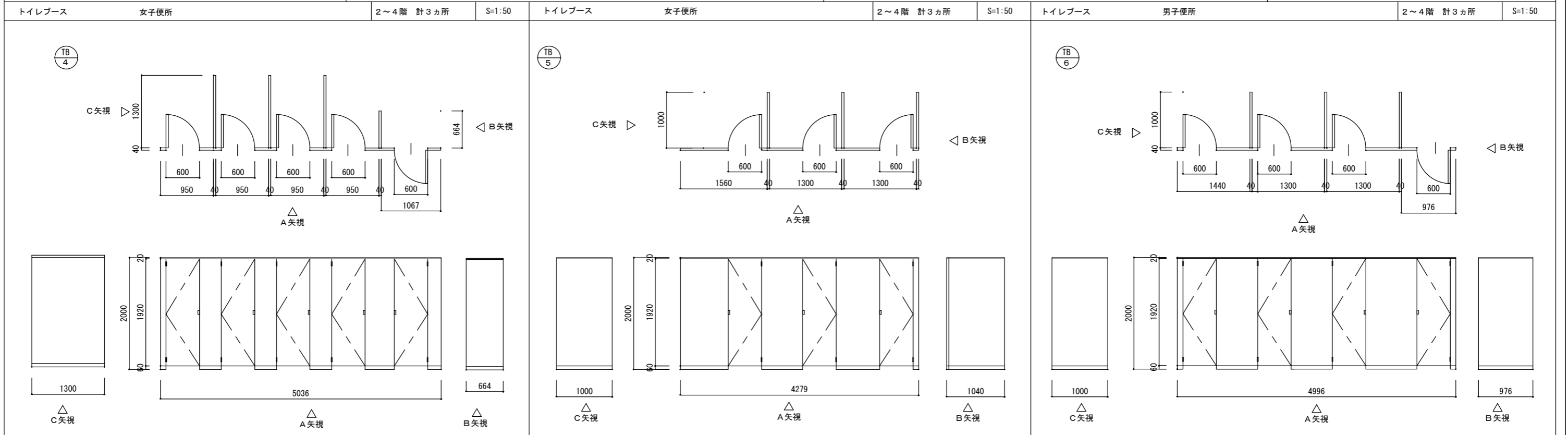
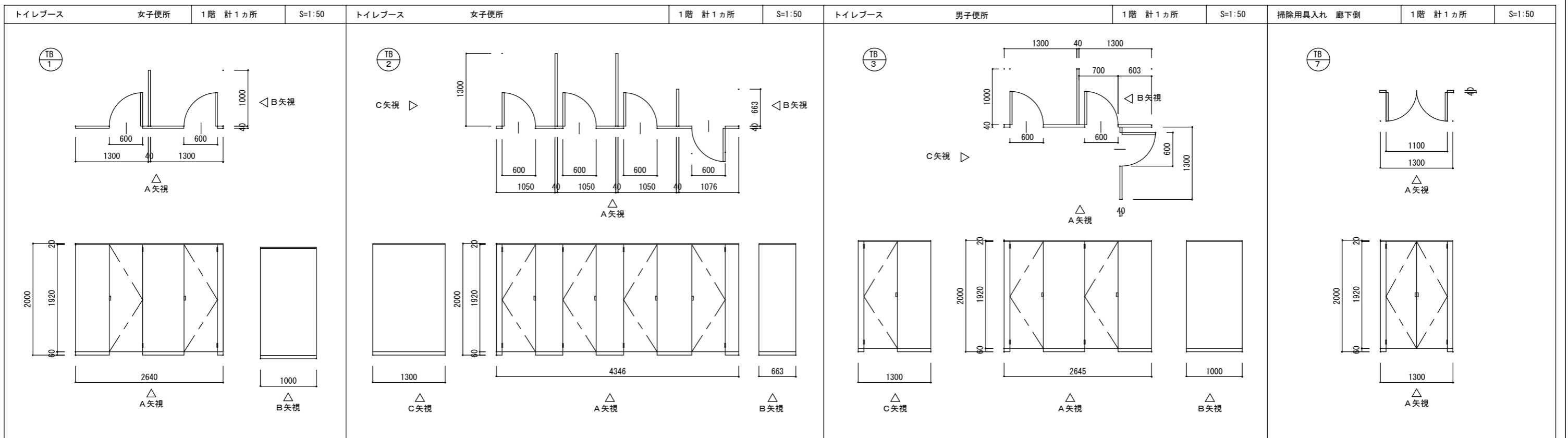


2~4階 キープラン S=1:50

場所	バリアフリートイレ	1階 計1カ所	S=1:50
符号	LSD 1		
姿図			
種類	1階だれでもトイレ 扉(額・ガラリ付)		
仕上	化粧鋼板 0.6 芯材ペーパーコア		
建具及枠見込	扉厚40、枠見込248		
硝子	型ガラス厚4.0mm		
金物	把手(ステンレスハンドル) L450 樹脂製サムターン(内掛け表示付き・非常開放方式)		
備考	ガラリ、ハガーレール式(傾斜レール油圧制御装置)		

場所	男女便所	各階 計12カ所	S=1:50
符号	点1 点2 点3 点4 点5 点6		
姿図			
種類	片開きアルミ点検用扉		
枠 番摺・皿板	アルミ		
建具材料・框厚	アルミ		
仕上	アルマイト		
硝子	—		
丁番	一式付		
金物	プッシュ式ラッチ		
備考	—		

工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-24号	図名	キープラン・建具表1(改修後)
作成	平成28年10月日	監理	日野市総務部 建築営繕課
訂正	平成 年 月 日	設計	株式会社 スタッド

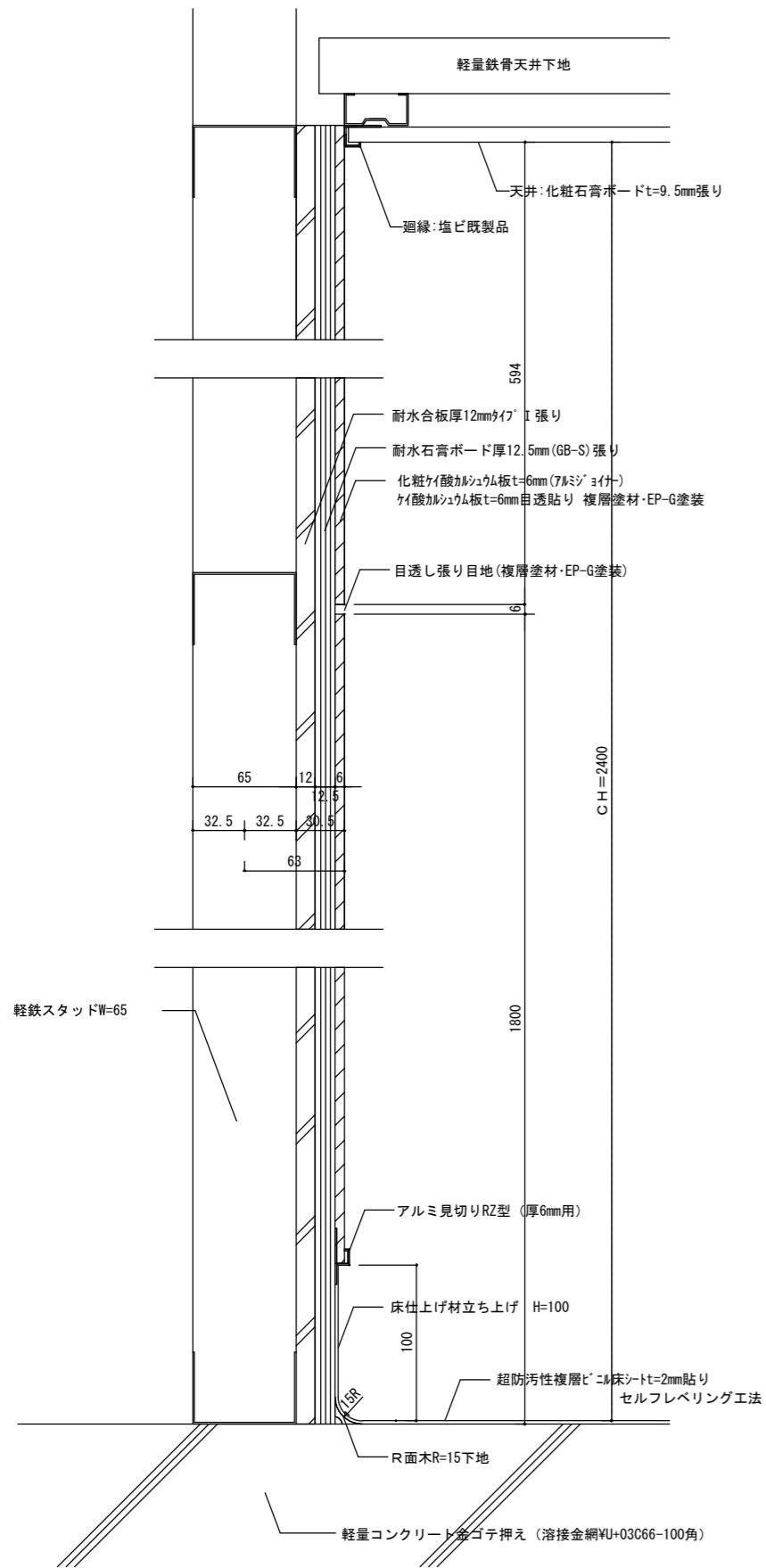


トイレブース共通仕上表

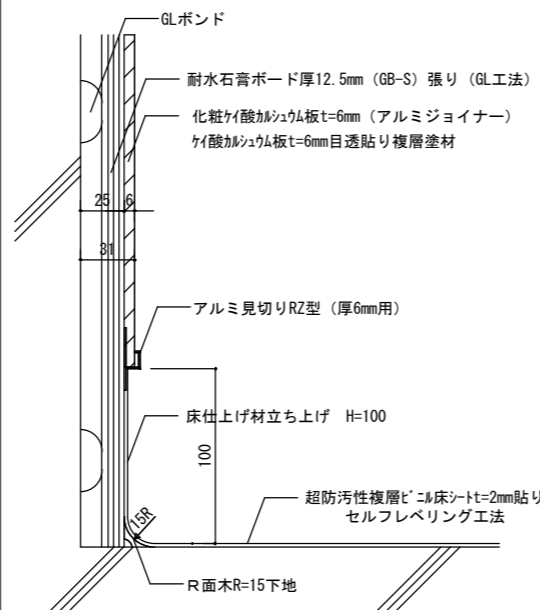
頭ツナギ	アルミ押出し形材 20X40	表面材	高圧メラミン化粧板 (パーティクルボード9mm裏打)
巾 木	ステンレスヘアライン仕上げ H=60	金 具	内掛表示錠・スライドラッチ・SUS帽子掛戸当り・非常用開錠仕様その他附属金物一式付
芯 材	ペーパーコア	吊方式	中心吊
エッジ	アルミ押出し形材 (Rエッジ)	扉	コーナーカバー (R)、指挟み防止仕様、掃除用具入扉：シリンダー錠 内部サムターン付

工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図 番	第A-25号	図 名	キブラン・建具表2(改修後)
作 成	平成28年10月 日	監 理	日野市総務部 建築営繕課
訂 正	平成 年 月 日	設 計	株式会社 スタッド <small>一般建築士第261204号 塚 井 一 司</small>

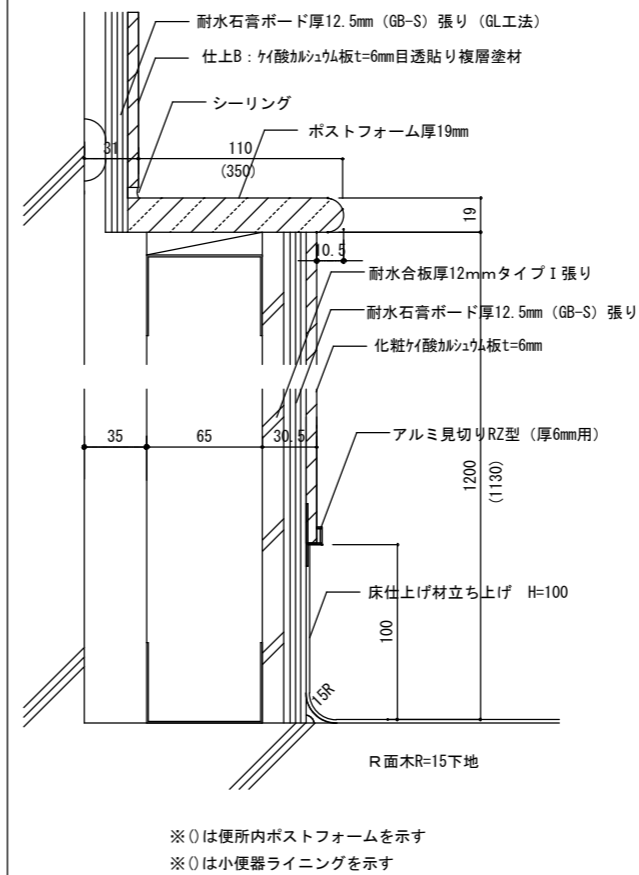
軽鉄間仕切り 床・壁・天井取合い詳細図 S=1:3



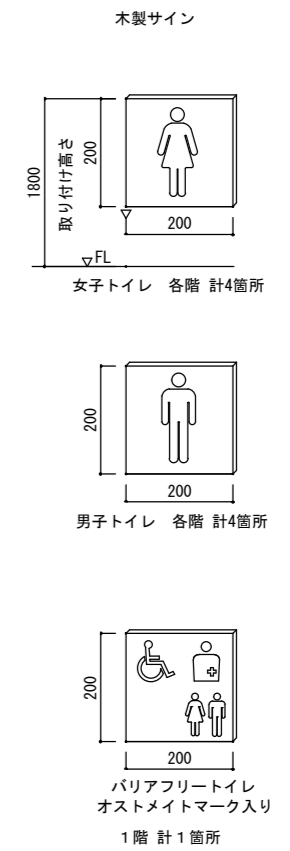
R C部分 床・壁取合い詳細図 S=1:3



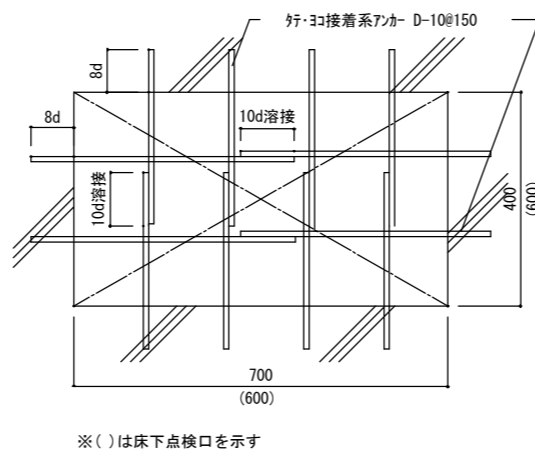
ライニング詳細図 S=1:3



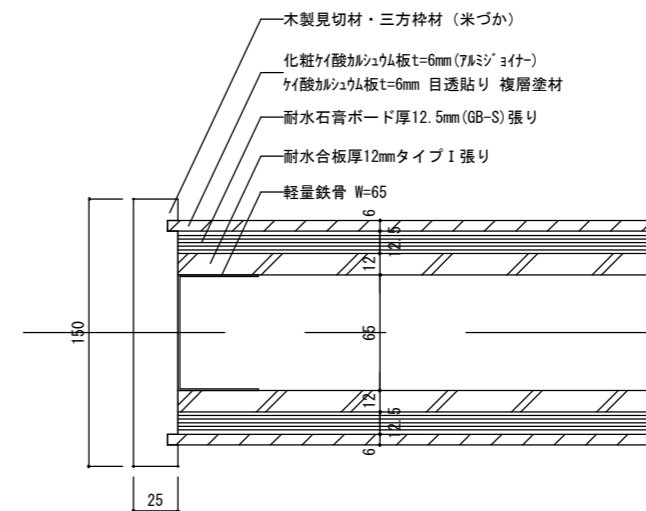
サイン S=NON



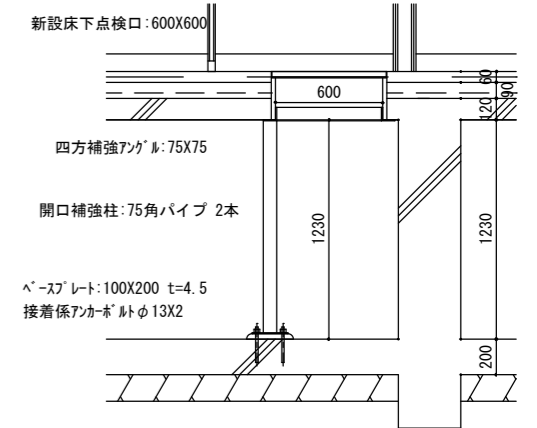
既存和式便器・床下点検口開口復旧詳細図 S=1:10



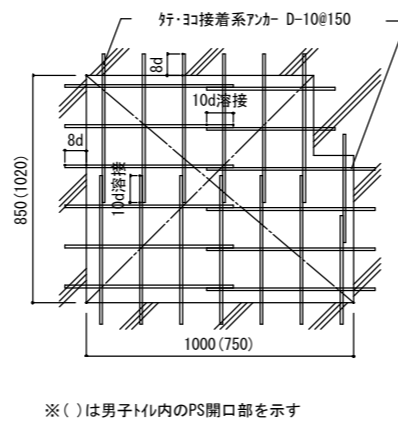
見切り材・三方枠詳細図 S=1:3



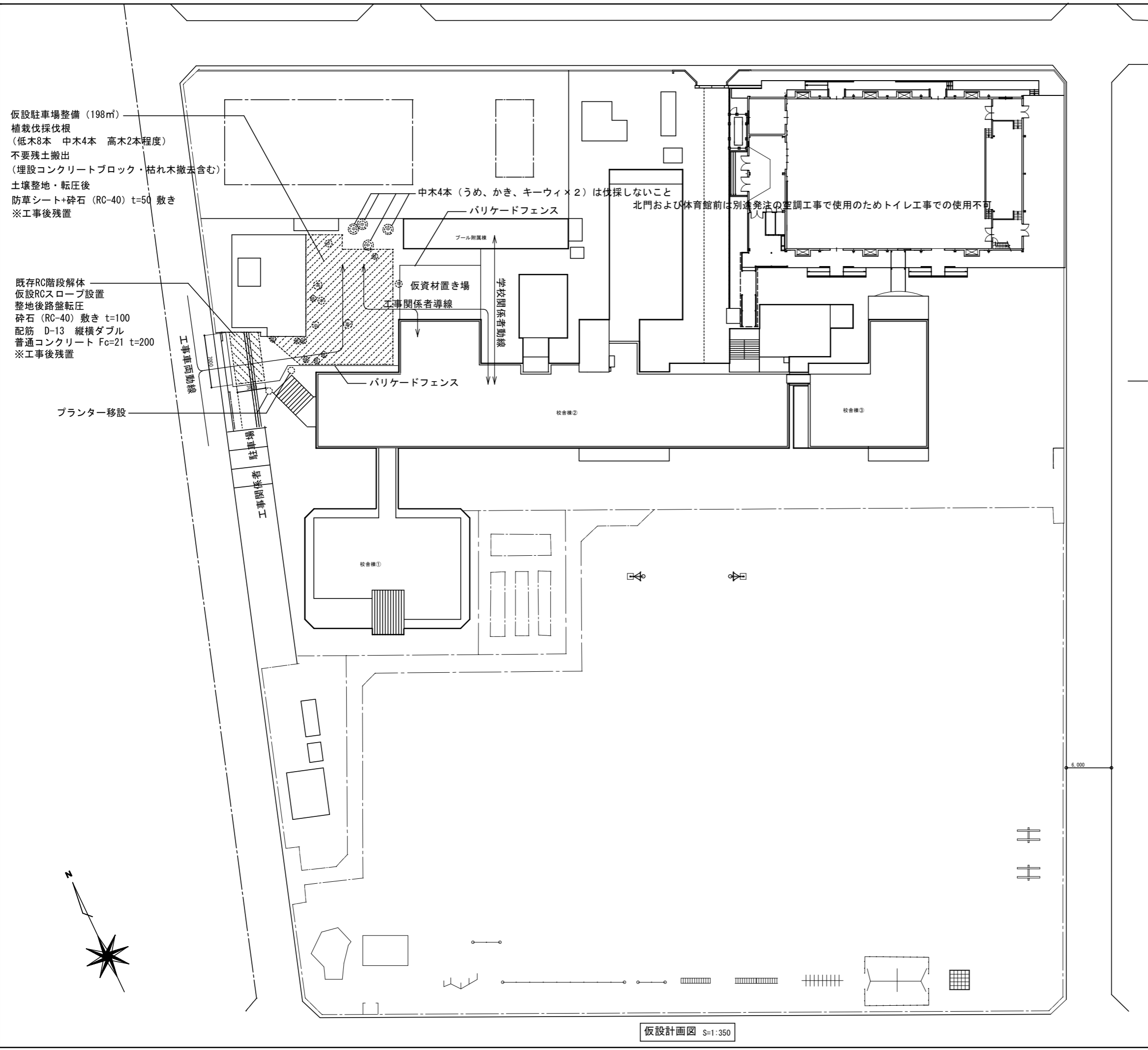
床下点検口600角新設ｽﾗﾌﾞ 開口補強 S=1:30



PS開口復旧詳細図 S=1:20



工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-26号	図名	雑詳細図(改修後)
作成 平成28年10月 日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 平成 年 月 日	設計 株式会社 スタッド		

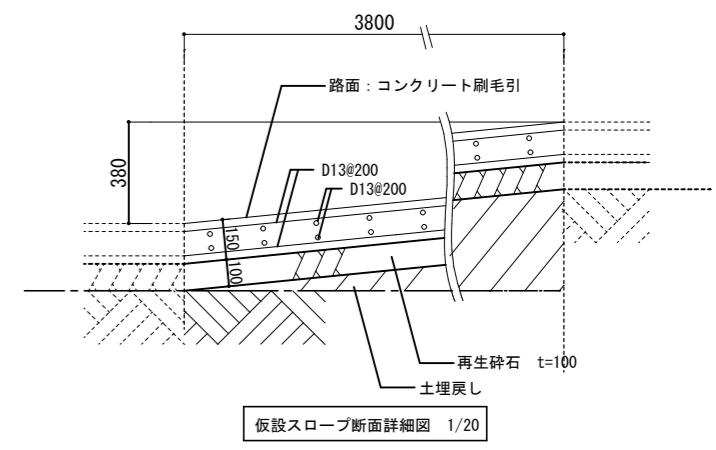


仮設駐車場整備 (198㎡)
 植栽伐採伐根
 (低木8本 中木4本 高木2本程度)
 不要残土撤出
 (埋設コンクリートブロック・枯れ木撤去含む)
 土壌整地・転圧後
 防草シート+砕石 (RC-40) t=50 敷き
 ※工事後残置

既存RC階段解体
 仮設RCスロープ設置
 整地後路盤転圧
 砕石 (RC-40) 敷き t=100
 配筋 D-13 縦横ダブル
 普通コンクリート Fc=21 t=200
 ※工事後残置

プランター移設

中木4本(うめ、かき、キーウィ×2)は伐採しないこと
 北門および体育館前は別途発注の空調工事で使用のためトイレ工事での使用不可



- 凡例
- バリケードフェンス+シート養生 H=1800
 - ⇄ 学校関係者動線
 - ⇄ 工事関係者出入口

※本図は参考図であるが、仮設駐車場・仮設スロープについては
 図示通りの仕様で実施するものとする (指定仮設)

工事名	日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事		
図番	第A-27号	図名	外部仮設計画図 (参考)
作図 令和5年10月 日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 令和 年 月 日	設計 日野市総務部建築営繕課		

仮設計画図 S=1:350